

敦賀美浜ブロック地域
循環型社会形成推進地域計画
【第2期】

令和3年12月 作成

令和4年12月 変更

敦賀市・美浜町

目次

1	敦賀美浜ブロック循環型社会形成推進地域計画	1
1.1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
1.2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
1.3	施策の内容	13
1.4	計画のフォローアップと事後評価	19
添付資料		
1-1	対象地域図	21
1-2	トレンドグラフ	22
1-3	施設の現況と予定	38
1-4	ハザードマップ	40
2	様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	45
3	様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	48
4	参考資料様式	
参考資料様式1	施設概要 (マテリアルリサイクル施設系)	49
参考資料様式2	施設概要 (エネルギー回収施設系)	50
参考資料様式5	施設概要 (最終処分場系)	51
参考資料様式7	施設概要 (浄化槽系)	52

敦賀美浜ブロック地域循環型社会形成推進地域計画

敦賀市・美浜町

令和3年12月24日 作成

令和4年12月20日 変更

1. 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：敦賀市、美浜町

面積：403.69km²

人口：73,724人（令和3年3月31日現在）

(内訳)

市町名	敦賀市	美浜町
面積 (km ²)	251.34	152.35
人口 (人)	64,548	9,176

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

敦賀美浜ブロック地域（以下、「本地域」という。）は、福井県のほぼ中央に位置しており、北は日本海に臨み、東は南越前町、西は若狭町、そして南は滋賀県長浜市、高島市と接している。敦賀市域の三方を、野坂岳、西方ヶ岳、岩籠山の敦賀三山をはじめとした峰々が、あたかも日本海に臨む平野部を取り囲むように連なり、その平野部には滋賀県境を水源とする筧の川が市街を貫流して敦賀湾に注いでいるなど、自然豊かな地域である。

ごみ量については、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が大きく、生活系ごみと事業系ごみの排出量の合計は減少しているものの、生活様式の変化に伴い在宅での時間が増加したことにより、生活系ごみの排出量は令和元年度に比べ令和2年度は増加している。なお、生活系ごみの排出量の増加の要因として、自宅の整理等による粗大ごみの持ち込みが増加したことが要因の一つと考えられる。今後は経済活動が徐々に回復してくことが考えられるが、ごみの発生抑制及び再生利用を推進し、発生量の更なる減少を図るとともに、循環型社会の構築を図る。

生活排水処理対策に対しては、生活環境の改善及び汚水の適正処理の観点から公共下水道、集落排水施設整備と協調しながら、合併処理浄化槽の整備を進める。

本計画では、現有処理施設残余容量の逼迫に伴い、今後も処理残渣を適正処理するために新敦賀市最終処分場の整備を行う。また、焼却施設・資源化減容化施設である敦賀市清掃センターは、

供用開始（平成 4 年 3 月）から 30 年程度が経過しており、経年的な老朽化が進行していることから、新清掃センター（焼却施設・リサイクル施設）の整備を行う。なお、新清掃センターにおいては、これまでと同様に適正処理を継続するだけでなく、新たにごみ処理によって発生する余熱を利用して発電を行うことによりサーマルリカバリーを推進する。

(4) 広域処理について

福井県では、「福井県ごみ焼却処理広域化計画(平成 10 年度～平成 19 年度)」が策定されている。この計画では、県内を 4 ブロックに分け、施設の集約化と整備を図り、ごみ処理の広域化を目指している。

各処理施設については、各市町の焼却施設の更新時期に大きな違いがあることから段階的な広域化を図り、将来的にはブロック全体の広域化を図ることとしている。

本地域では令和 4 年度より広域処理を目指しており、中間処理については、現在稼働中の敦賀市清掃センター（焼却施設・資源化減容化施設）で処理することとしている。また、最終処分については、現在稼働中及び今後完成予定の新敦賀市最終処分場を共同で計画的かつ効率的に利用していくこととしている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

両市町ではプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック資源の分別収集及び再商品化の実施を検討する。ただし、実施の検討は、社会情勢及び両市町の状況を勘案しながら行う。なお、新清掃センターにおいては、積極的なエネルギー回収を行うことを目的としてプラスチックごみは焼却処理することを基本とする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物の処理の現状

令和2年度の本地域の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。
 なお、焼却施設では、余熱利用を行っている。

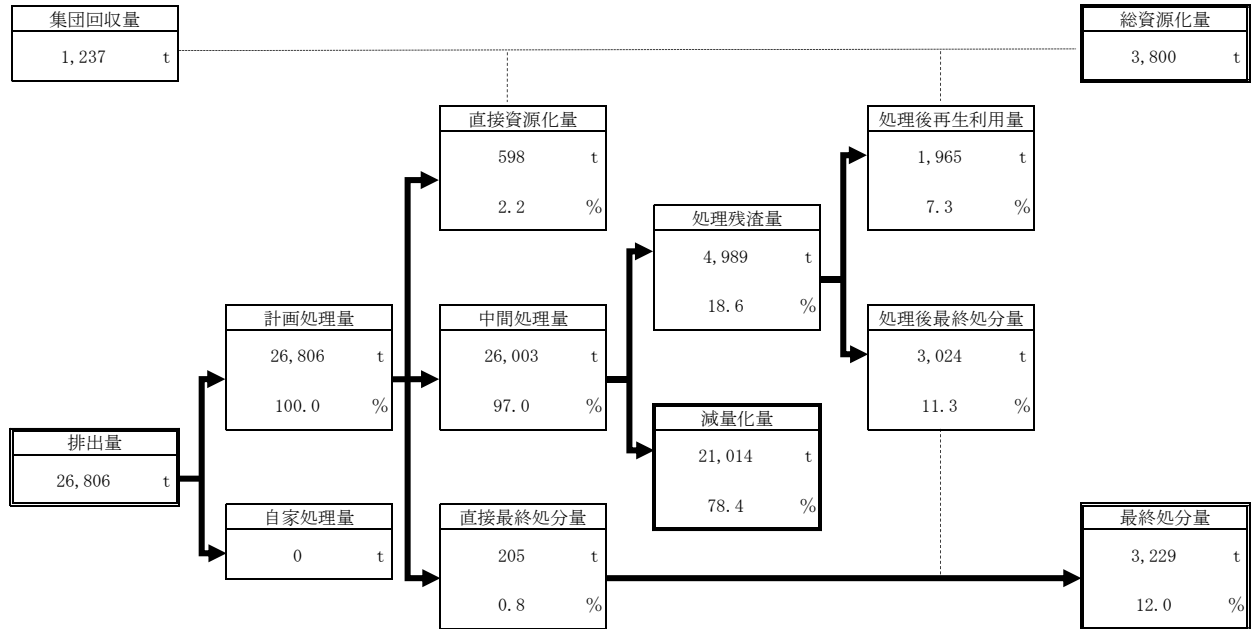
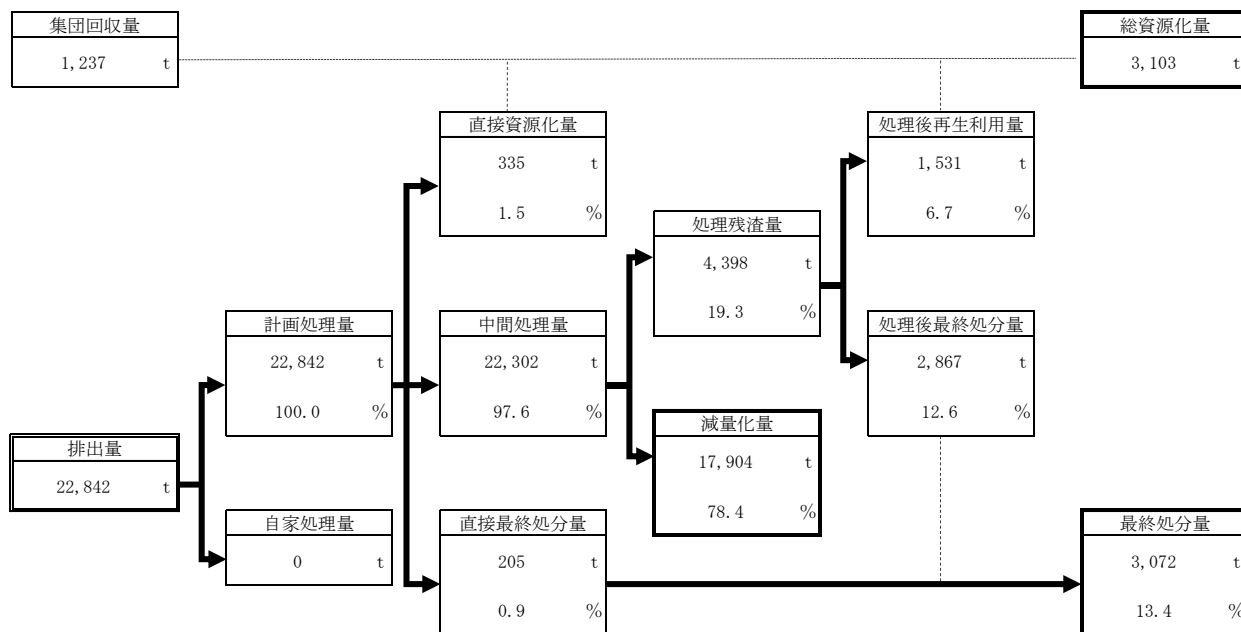
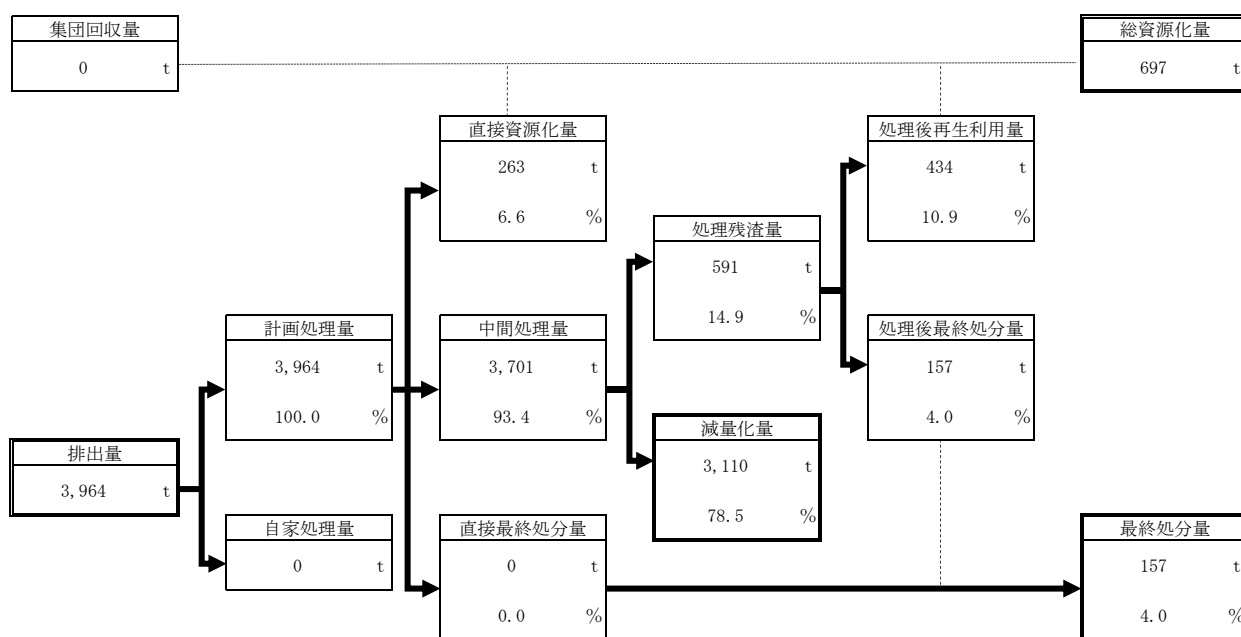


図1 本地域の一般廃棄物の処理状況フロー [令和2年度]



※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図2 敦賀市の一般廃棄物の処理状況フロー [令和2年度]

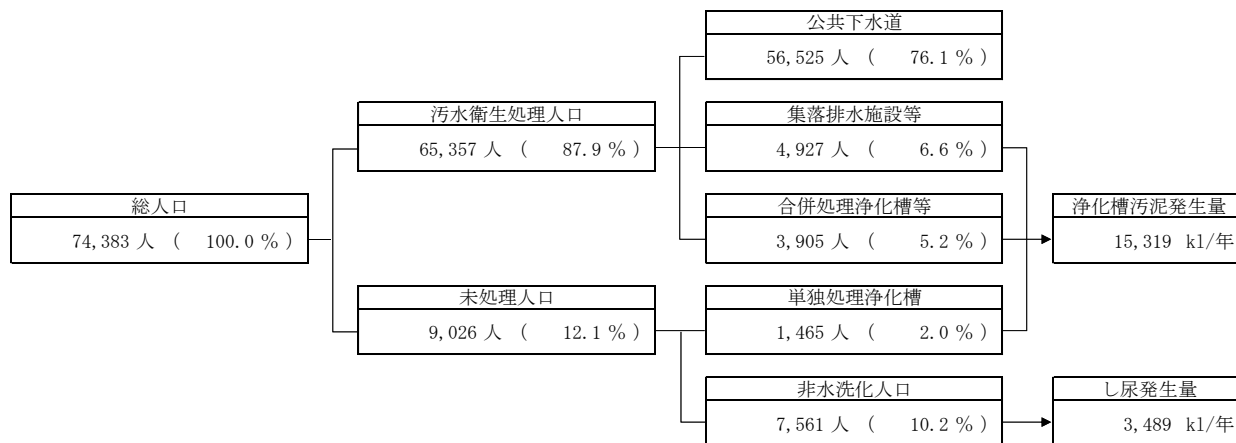


※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図3 美浜町の一般廃棄物の処理状況フロー [令和2年度]

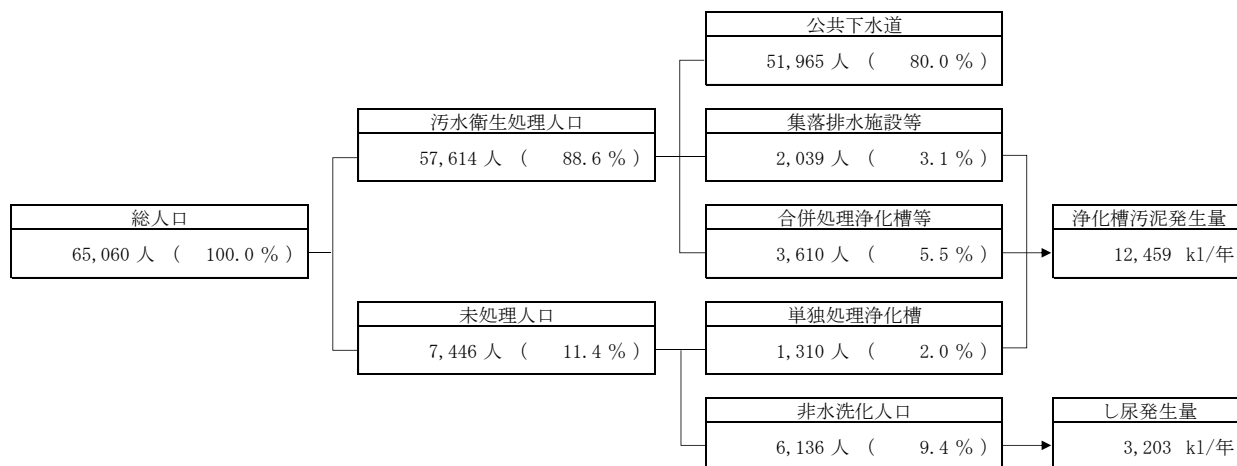
(2) 生活排水の処理の現状

令和2年度の本地域の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図4に示すとおりである。



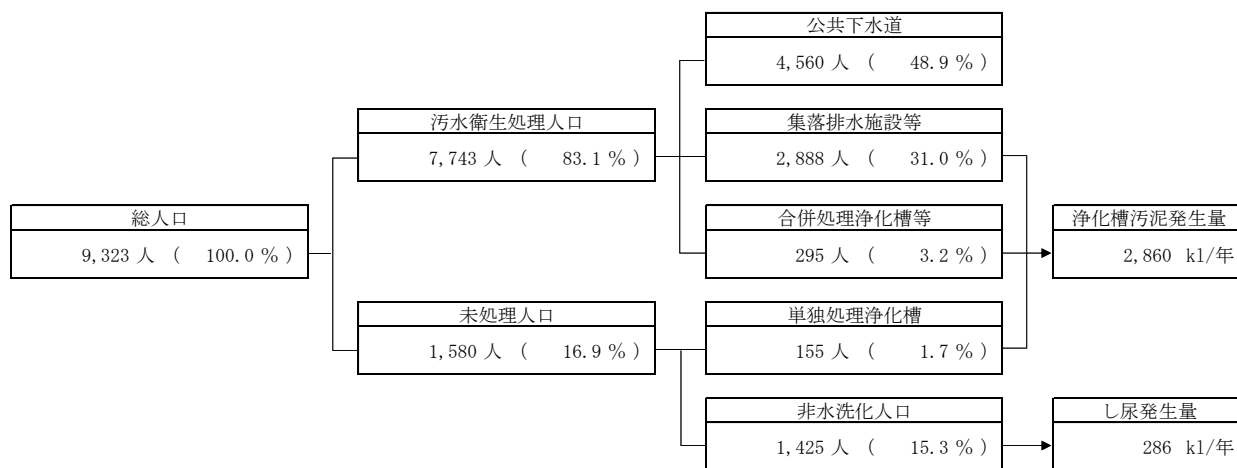
※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図4 本地域の生活排水の処理状況フロー [令和2年度]



※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図 5 敦賀市の生活排水の処理状況フロー [令和 2 年度]



※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図 6 美浜町の生活排水の処理状況フロー [令和 2 年度]

(3) 一般廃棄物処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、本地域では、表1に示すとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。本地域の目標時の処理状況フローは図7に示すとおりである。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状 (割合 ^{※1}) (令和2年度)		目標 (割合 ^{※1}) (令和9年度)	
		値	単位	値	割合
排出量	事業系 総排出量	7,880	トン	7,408	トン (-6.0%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.9	トン/事業所	1.8	トン/事業所 (-5.3%)
	生活系 総排出量	18,926	トン	17,912	トン (-5.4%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	229.2	kg/人	223.7	kg/人 (-2.4%)
合計	事業系生活系排出量合計	26,806	トン	25,320	トン (-5.5%)
再生利用量	直接資源化量	598	トン (2.2%)	692	トン (2.7%)
	総資源化量	3,800	トン (13.6%)	3,665	トン (13.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-		10,600	MWh
最終処分量	埋立最終処分量	3,229	トン (12.0%)	2,793	トン (11.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

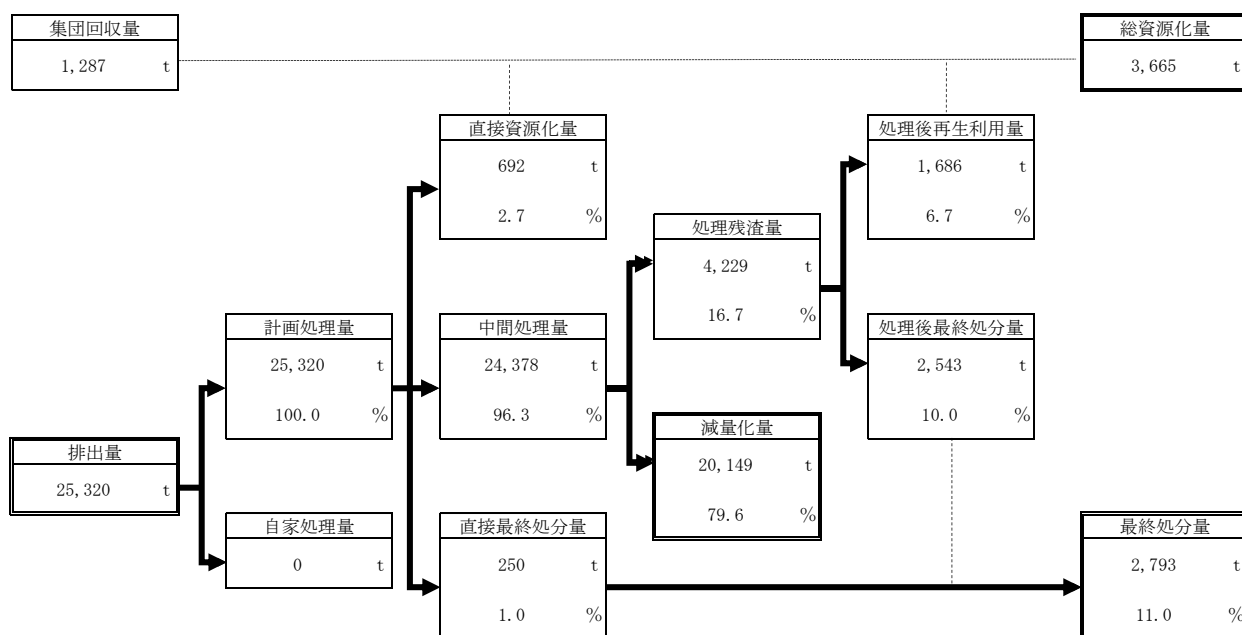
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図7 本地域の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー[令和9年度]

(参考) 減量化、再生利用に関する現状と目標 (市町別)

市町別	指標		現状 (割合 ^{※1})		目標 (割合 ^{※1})		
			(令和2年度)		(令和9年度)		
敦賀市	排出量	事業系 総排出量	7,073	トン	6,649	トン	(-6.0%)
		1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.0	トン/事業所	1.9	トン/事業所	(-5.0%)
		生活系 総排出量	15,769	トン	15,135	トン	(-4.0%)
		1人当たりの排出量 ^{※3}	220.2	kg/人	215.1	kg/人	(-2.3%)
	合計 事業系生活系排出量合計	22,842	トン	21,784	トン	(-4.6%)	
	再生利用量	直接資源化量	335	トン	327	トン	(1.5%)
		総資源化量	3,103	トン	3,031	トン	(12.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-		-	MWh		
最終処分量	埋立最終処分量	3,072	トン	2,482	トン	(13.4%)	
美浜町	排出量	事業系 総排出量	807	トン	759	トン	(-5.9%)
		1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.4	トン/事業所	1.3	トン/事業所	(-7.1%)
		生活系 総排出量	3,157	トン	2,777	トン	(-12.0%)
		1人当たりの排出量 ^{※3}	301.1	kg/人	282.1	kg/人	(-6.3%)
	合計 事業系生活系排出量合計	3,964	トン	3,536	トン	(-10.8%)	
	再生利用量	直接資源化量	263	トン	365	トン	(6.6%)
		総資源化量	697	トン	634	トン	(17.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-		-	MWh		
最終処分量	埋立最終処分量	157	トン	311	トン	(4.0%)	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

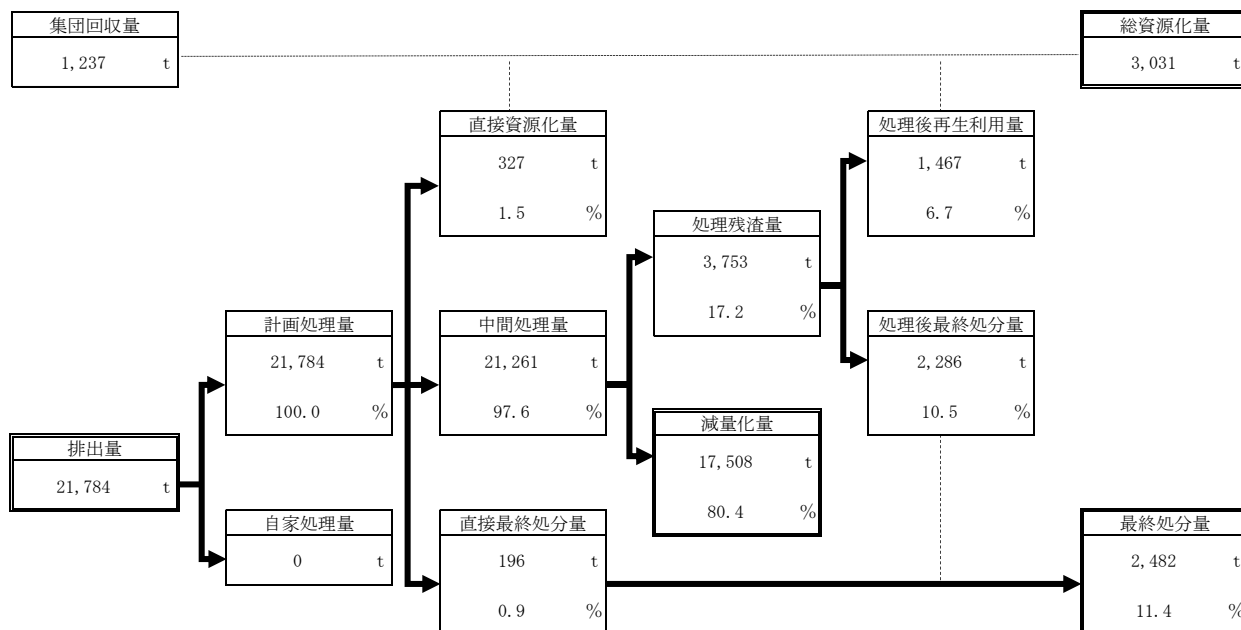
《用語の定義》

排出量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

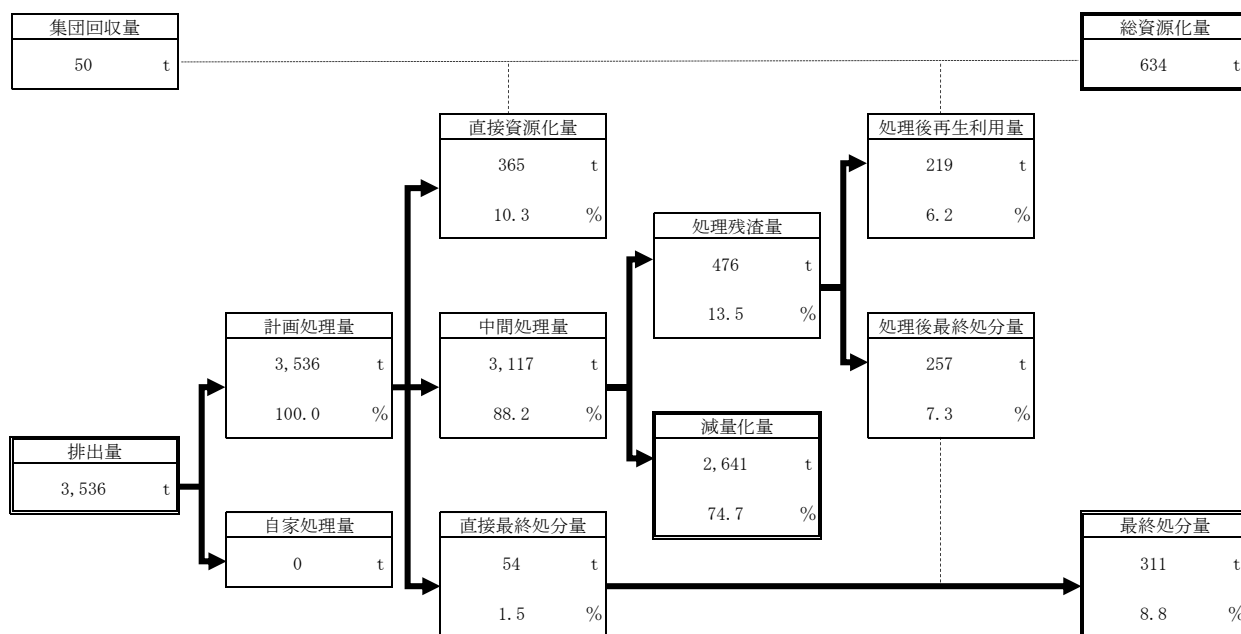
エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]



※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図8 敦賀市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー[令和9年度]



※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

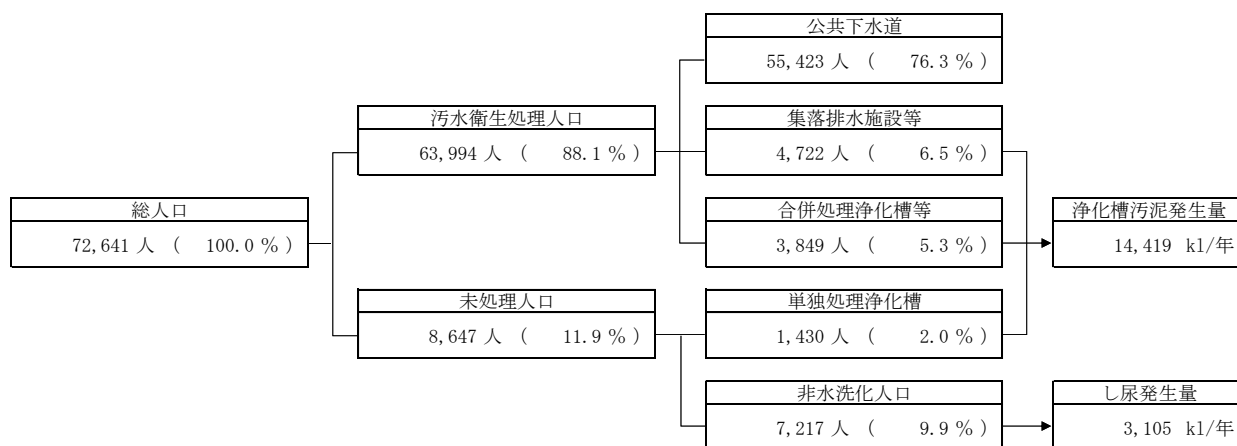
図9 美浜町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー[令和9年度]

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げるとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和2年度	令和9年度
処理形態別人口	公共下水道	56,525人 (76.1%)	55,423人 (76.3%)
	農業集落排水施設等	4,927人 (6.6%)	4,722人 (6.5%)
	合併処理浄化槽等	3,905人 (5.2%)	3,849人 (5.3%)
	未処理人口	9,026人 (12.1%)	8,647人 (11.9%)
	合計	74,383人	72,641人
汚し尿・ 泥の量	汲み取りし尿	3,489キロリットル	3,105キロリットル
	浄化槽汚泥量	15,319キロリットル	14,419キロリットル
	合計	18,808キロリットル	17,524キロリットル



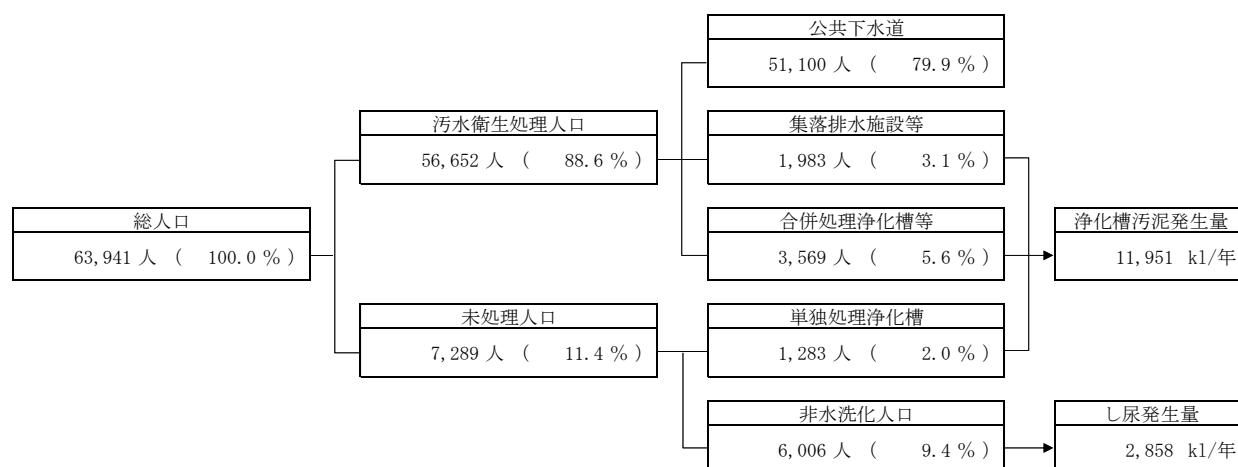
※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図10 本地域の目標達成時の生活排水の処理状況フロー[令和9年度]

(参考) 生活排水処理に関する現状と目標 (市町別)

敦賀市

		令和2年度	令和9年度
処理形態別人口	公共下水道	51,965 人 (80.0 %)	51,100 人 (79.9 %)
	農業集落排水施設等	2,039 人 (3.1 %)	1,983 人 (3.1 %)
	合併処理浄化槽等	3,610 人 (5.5 %)	3,569 人 (5.6 %)
	未処理人口	7,446 人 (11.4 %)	7,289 人 (11.4 %)
	合計	65,060 人	63,941 人
汚し尿・ 泥の量	汲み取りし尿	3,203 キロリットル	2,858 キロリットル
	浄化槽汚泥量	12,459 キロリットル	11,951 キロリットル
	合計	15,662 キロリットル	14,809 キロリットル

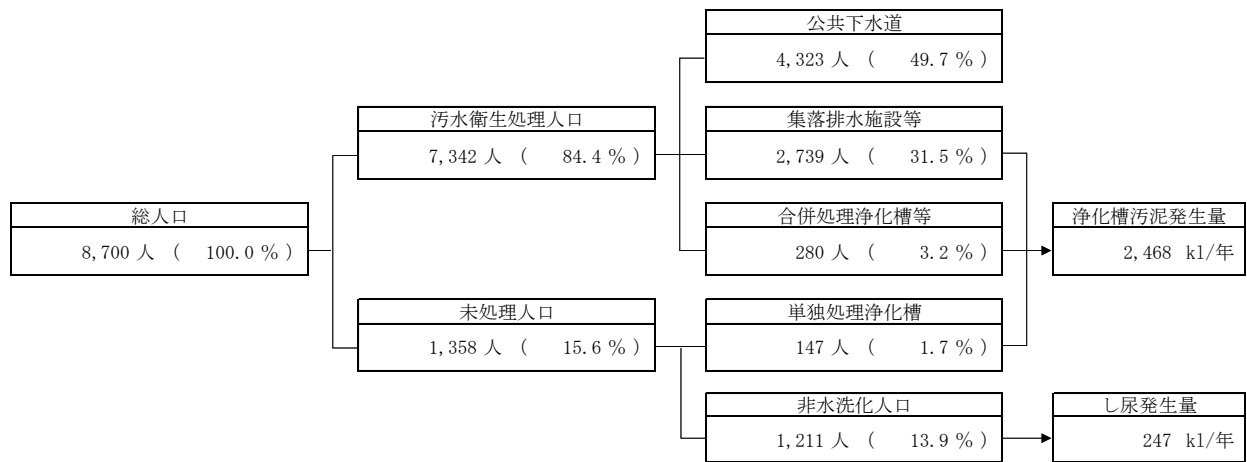


※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図 11 敦賀市の目標達成時の生活排水の処理状況フロー[令和 9 年度]

美浜町

		令和2年度	令和9年度
処理形態別人口	公共下水道	4,560人 (48.9%)	4,323人 (49.7%)
	農業集落排水施設等	2,888人 (31.0%)	2,739人 (31.5%)
	合併処理浄化槽等	295人 (3.2%)	280人 (3.2%)
	未処理人口	1,580人 (16.9%)	1,358人 (15.6%)
	合計	9,323人	8,700人
汚し尿の量	汲み取りし尿	286キロリットル	247キロリットル
	浄化槽汚泥量	2,860キロリットル	2,468キロリットル
	合計	3,146キロリットル	2,715キロリットル



※割合は、四捨五入により合わない場合がある。

図 12 美浜町の目標達成時の生活排水の処理状況フロー[令和9年度]

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみの有料化

1) 敦賀市

排出量に応じた負担の公平化や住民・事業者のごみ減量意識の向上を図るために、ごみ処理の有料化の導入について検討を行う。

2) 美浜町

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や排出量に応じた負担の公平化及び住民意識改革の更なる推進を図るため、令和4年度からの一般廃棄物共同処理の広域化を踏まえ、現行のごみ有料化より更にごみの減量化につながる実効性の高い有料化の仕組みの見直しについて検討する。

イ 環境教育の充実

1) 敦賀市

ごみ処理施設等の見学会等を開催し、住民に対してごみ減量、リサイクル、環境問題等への意識向上を図る。また、研修会や学習会を開催し、ごみの分別徹底、減量化に向けた意識啓発を図る。

2) 美浜町

ごみ処理施設等の見学や、広報誌、ホームページ等で住民に対してごみ減量化や3Rを推進することにより循環型社会の形成、環境問題等への意識向上を図る。また、小学校副読本に廃棄物に関する事項を掲載し、小学生の廃棄物に係る環境教育の充実を図る。

ウ 広報啓発の促進

1) 敦賀市

ケーブルテレビや広報誌、ホームページ等を活用し、ごみ減量化とリサイクルの重要性について、住民に分かりやすく広報啓発を行う。

2) 美浜町

住民に対して、排出抑制や減量意識の向上、有価物の回収・再生利用を推進するため、ケーブルテレビや町広報等への記事の掲載、チラシ・パンフ等の配布等を実施し、啓蒙啓発を行う。

エ マイバッグ・マイボトル運動

1) 敦賀市

住民、事業者、行政が協働してマイバッグ運動を推進し、レジ袋の削減をきっかけに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図る。また、あわせてマイボトル運動も推進する。

2) 美浜町

スーパー等で使用される「レジ袋」を消費者及び事業者の自主努力により削減する簡易包装削減の推進と、「買い物袋持参（マイバック）運動」を広く呼びかけるとともに、マイボトル運動も推進する。

オ 生ごみの減量の推進

1) 敦賀市

生ごみは、家庭から排出される燃やせるごみの多くを占めていることから、ダンボールコンポスト、食べきり運動や生ごみの水切りなどに取組み、生ごみの減量の推進を図る。

2) 美浜町

美浜町では生ごみを資源化物として有効活用するため堆肥化施設において農業集落排水汚泥と混合して堆肥化している。令和4年度以降については、敦賀市清掃センターにて共同処理することになるが、食べきり運動、生ごみの水切りや家庭用の生ごみコンポストの普及などに取組み、生ごみの減量を図る。

カ ごみ分別の徹底

1) 敦賀市

資源ごみ以外のごみの中には、リサイクルが可能なものも含まれているため、住民、事業者、行政が協力し、徹底したごみの分別の徹底を図る。

2) 美浜町

缶類（スチール缶、アルミ缶）・ガラスビン（無色ビン、茶色ビン、その他ビン、生ビン）・ペットボトル・トレイ・古紙・古布等は、一般家庭からかなりの割合で排出されていることから、循環型社会の構築に向け、分別回収の周知徹底を図り資源化を推進する。

キ 再使用の推進

両市町ではリターナブル容器を利用した販売システムの活用、各種イベント開催時の積極的な利用の要請等、再使用の推進を行う。

ク 小型家電の資源化

両市町では小型家電の中にはレアメタルなどが含まれており、近年は資源として価値が高まっているため、資源回収の推進を図る。

ケ 生活排水対策

敦賀市では家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、ホームページ、広報誌等通じ啓発活動の強化を図る。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

1) 敦賀市

現在、燃やせるごみ、粗大ごみ、埋立ごみ及び資源ごみは、市の施設で焼却・破碎等処理している。施設で処理されない資源ごみについては、民間委託により資源化している。今後も、現状の処理体制を維持するが、老朽化対策として、新清掃センター（焼却施設、リサイクル施設）の整備を行い、排出されるごみの適正処理に努めるものとする。最終処分場については、今後も処理残渣を適正処理するために新最終処分場の整備を行う。

2) 美浜町

ごみは、家庭・事業者共にその発生抑制に努め、排出段階で「可燃ごみ（燃やせるごみ）」・「生ごみ」・「不燃ごみ（燃やせないごみ）」・「資源ごみ」・「有害ごみ」・「粗大ごみ」に分別し、それぞれに適した方法で処理を行う。一般家庭のごみについては、美浜町が設置するごみステーションへの収集方式で対処し、委託業者が指定日に排出されたごみの収集を行い組合の処理施設へ搬入する。また、町民自らが直接搬入し、組合の処理施設で適正な処理を行う。令和4年度以降については、敦賀市清掃センターにて広域処理する。なお、分別区分については、既存の敦賀市清掃センターでの処理となるため、敦賀市の分別区分にあわせる。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

1) 敦賀市

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、処理、処分を行う。また、事業系ごみは再利用を促進するなどの減量に向けた指導、啓発に努める。

2) 美浜町

事業系ごみについては、事業者自らの責任で処理を行うことを明確にする意味において、自己搬入または一般廃棄物処理業の許可業者を利用し搬入することを原則とする。また、リサイクル促進やごみ減量化に努めるよう啓発等を行う。

ウ 生活排水処理の現状と今後

1) 敦賀市

生活排水の処理については、引き続き下水道や集落排水施設が整備されない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。

また、し尿、浄化槽汚泥については、し尿処理施設において処理を行いセメントの原材料等として再利用を行う。

2) 美浜町

生活排水の処理については、下水道処理区域の拡大や集落排水施設の増設等で整備を進める。

また、し尿、浄化槽汚泥については、し尿処理施設において処理を行い助燃材としてごみ焼却施設で利用する。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和2年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	
敦賀市	燃やせるごみ	焼却・資源化	敦賀市清掃センター 焼却施設
	資源ごみ	選別・減容化	敦賀市清掃センター 資源化減容化施設
	ペットボトル	圧縮	敦賀市清掃センター 資源化減容化施設
	ビン	保管	ストックヤード
	古紙	売却	資源回収業者
	小型複合ごみ	破碎・選別	敦賀市清掃センター 資源化減容化施設
	水銀含有ごみ	資源化・減容化	敦賀市清掃センター 資源化減容化施設
	スプレー缶・ライター類	破碎・選別	敦賀市清掃センター 資源化減容化施設
	埋立ごみ	埋立	赤崎最終処分場
	粗大ごみ	破碎・選別	敦賀市清掃センター 資源化減容化施設

今後（令和9年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	
敦賀市	燃やせるごみ	焼却・資源化	新清掃センター 焼却施設
	資源ごみ	選別・減容化	新清掃センター リサイクル施設
	ペットボトル	圧縮	新清掃センター リサイクル施設
	ビン	保管	ストックヤード
	古紙	売却	資源回収業者
	小型複合ごみ	破碎・選別	新清掃センター リサイクル施設
	水銀含有ごみ	資源化・減容化	新清掃センター リサイクル施設
	スプレー缶・ライター類	破碎・選別	新清掃センター リサイクル施設
	埋立ごみ	埋立	敦賀市新最終処分場
	粗大ごみ	破碎・選別	新清掃センター リサイクル施設

現状（令和2年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		
美浜町	燃やせるごみ	焼却・資源化	美浜・三方環境衛生組合 エコル美方リサイクルプラザ	
	不燃ごみ	破碎・選別	美浜・三方環境衛生組合 エコル美方リサイクルプラザ	
	資源ごみ	生ごみ	堆肥化	美浜・三方環境衛生組合 エコル美方堆肥化施設
		缶類	選別・圧縮減容化	美浜・三方環境衛生組合 エコル美方リサイクルプラザ
		ビン	色選別・保管	美浜・三方環境衛生組合 エコル美方リサイクルプラザ
		ペットボトル	選別・圧縮減容化	美浜・三方環境衛生組合 エコル美方リサイクルプラザ
		白トレイ	ストックヤード	資源回収業者
		新聞紙・公告紙	ストックヤード	資源回収業者
		ダンボール	ストックヤード	資源回収業者
		紙バック	ストックヤード	資源回収業者
		雑誌・古本	ストックヤード	資源回収業者
		古布	ストックヤード	資源回収業者
	粗大ごみ	破碎・選別	美浜・三方環境衛生組合 エコル美方リサイクルプラザ	
	有害ごみ	ストックヤード	資源回収業者	

今後（令和9年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	
美浜町	燃やせるごみ	焼却・資源化	新清掃センター 焼却施設
	資源ごみ	選別・減容化	新清掃センター リサイクル施設
	ペットボトル	圧縮	新清掃センター リサイクル施設
	ビン	保管	ストックヤード
	小型複合ごみ	破碎・選別	新清掃センター リサイクル施設
	水銀含有ごみ	資源化・減容化	新清掃センター リサイクル施設
	スプレー缶・ライター類	破碎・選別	新清掃センター リサイクル施設
	埋立ごみ	埋立	敦賀市新最終処分場
	粗大ごみ	破碎・選別	新清掃センター リサイクル施設
	古紙・古布	売却	資源回収業者

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	リサイクルセンター 新清掃センター（リサイクル施設）	敦賀・美浜ブロック地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	14 t / 日	福井県敦賀市榑川地内	R4～R8
2	ごみ焼却施設 新清掃センター（焼却施設）	敦賀・美浜ブロック地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	96t/日	福井県敦賀市榑川地内	R4～R8
3	最終処分場 新敦賀市最終処分場	敦賀・美浜ブロック地域最終処分場整備事業	約36,000m ³	敦賀市金山地内	R4～R5 (R2～R5)

※現有処理施設の概要を添付（市町別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの。）

（整備理由）

事業番号1 既存施設の老朽化、リサイクルの推進

事業番号2 既存施設の老朽化、エネルギー回収型廃棄物処理施設の高効率回収・有効利用の促進

事業番号3 既存施設の残余容量の逼迫

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数（基） （令和2年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	1,283	47	292	R4～R8
公共浄化槽等整備推進事業				
その他地方単独事業	29	0	0	
合計	1,312	47	292	

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

ホームページにて廃家電のリサイクルに関する情報発信による周知を図っている。ホームページによる情報発信を継続するとともに、より一層のリサイクルの推進を図るため、特定家庭用機器再商品化法、資源有効利用促進法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店及びメーカーなどと協力して普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策の強化

地域環境の美化・保全のため、不法投棄に対するパトロールを実施するとともに、広報誌やケーブルテレビ、ホームページで適正な処理についての協力を市民に呼びかけ、地域ぐるみで監視強化を図り、不法投棄の防止に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災や水害等が発生した場合、一度に多量の廃棄物（災害廃棄物）が発生するとともに、道路が通行不能となる等、平常時と同じような廃棄物の収集・運搬や処理、処分の対応が困難となることが想定される。

新清掃センターについては、耐震性及び防災機能を確保したうえで、ごみ処理能力に適度な余裕を持たせ、災害時でも可能な限り処理が継続できる強靱な施設を目指し、災害が発生した際、可燃性の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができる施設の整備に努める。

収集・運搬体制等については、廃棄物処分の対応が困難となることが想定されるため、必要に応じ速やかに仮置き場を設置できるよう努め、また、複数の搬入ルート確保に努めるものとする。

また、災害時に長期間、中間処理施設や最終処分場の機能が停止し、ごみを処理できないような緊急事態が発生した場合には、福井県、近隣市町村と連携を取りながら安全に廃棄物処理ができるよう努める。

なお、災害廃棄物処理計画については、令和5年度以降に策定予定である。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

敦賀市及び美浜町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、福井県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

<添付資料 1-1> 対象地域図

<添付資料 1-2> トレンドグラフ

<添付資料 1-3> 地域内の施設の現況と予定

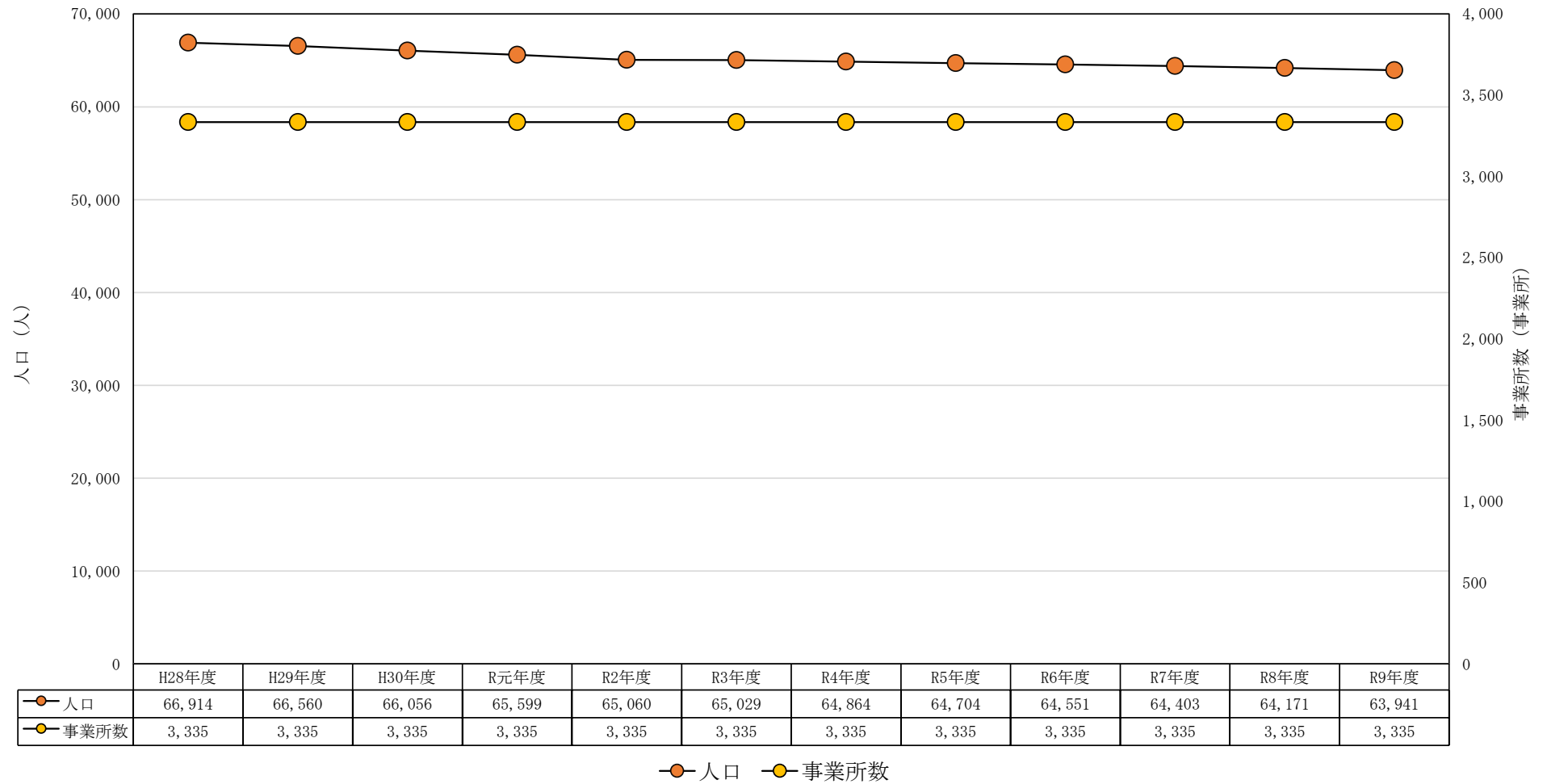
<添付資料 1-4> ハザードマップ

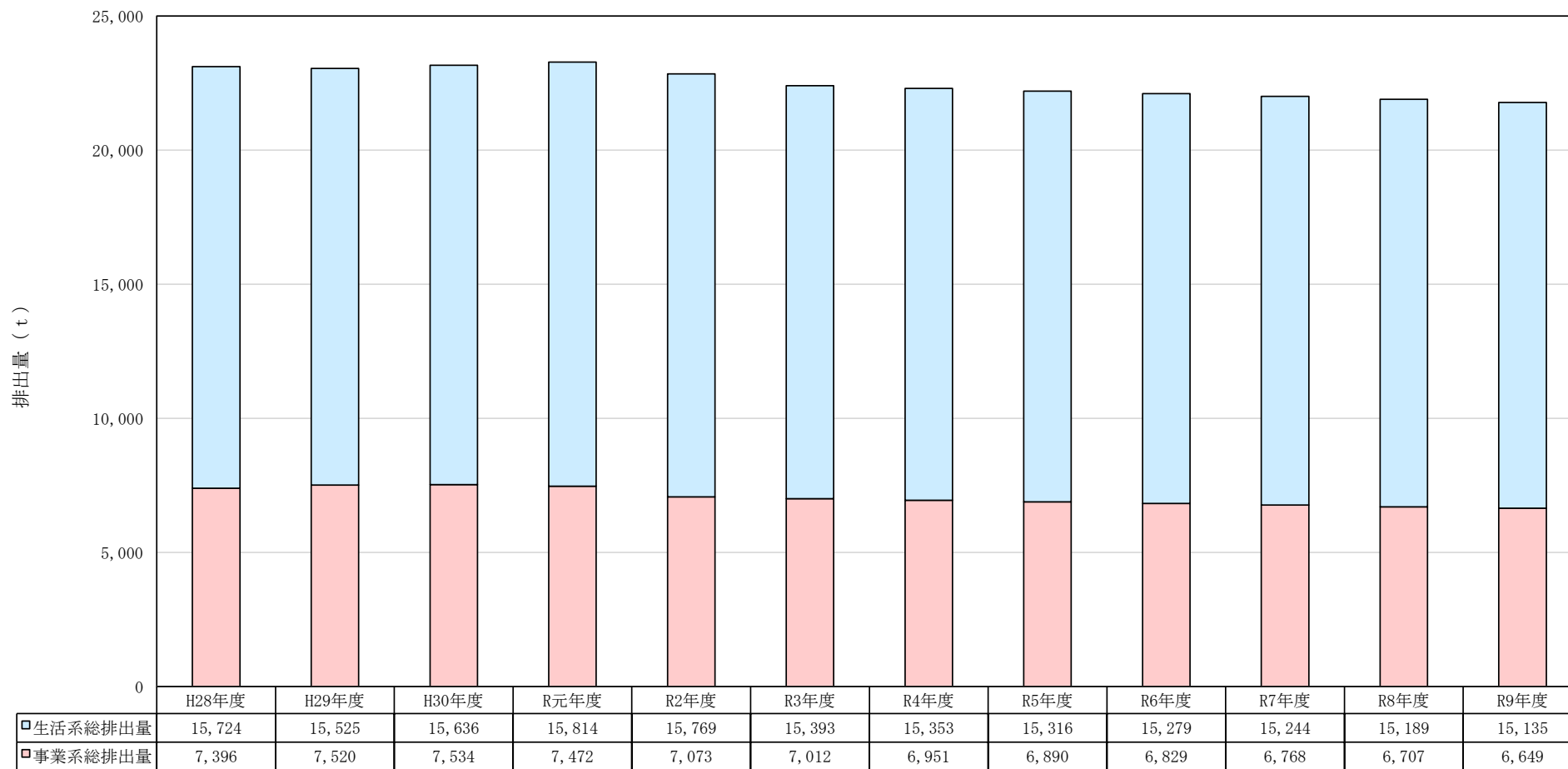
<添付資料1-1> 対象地域図



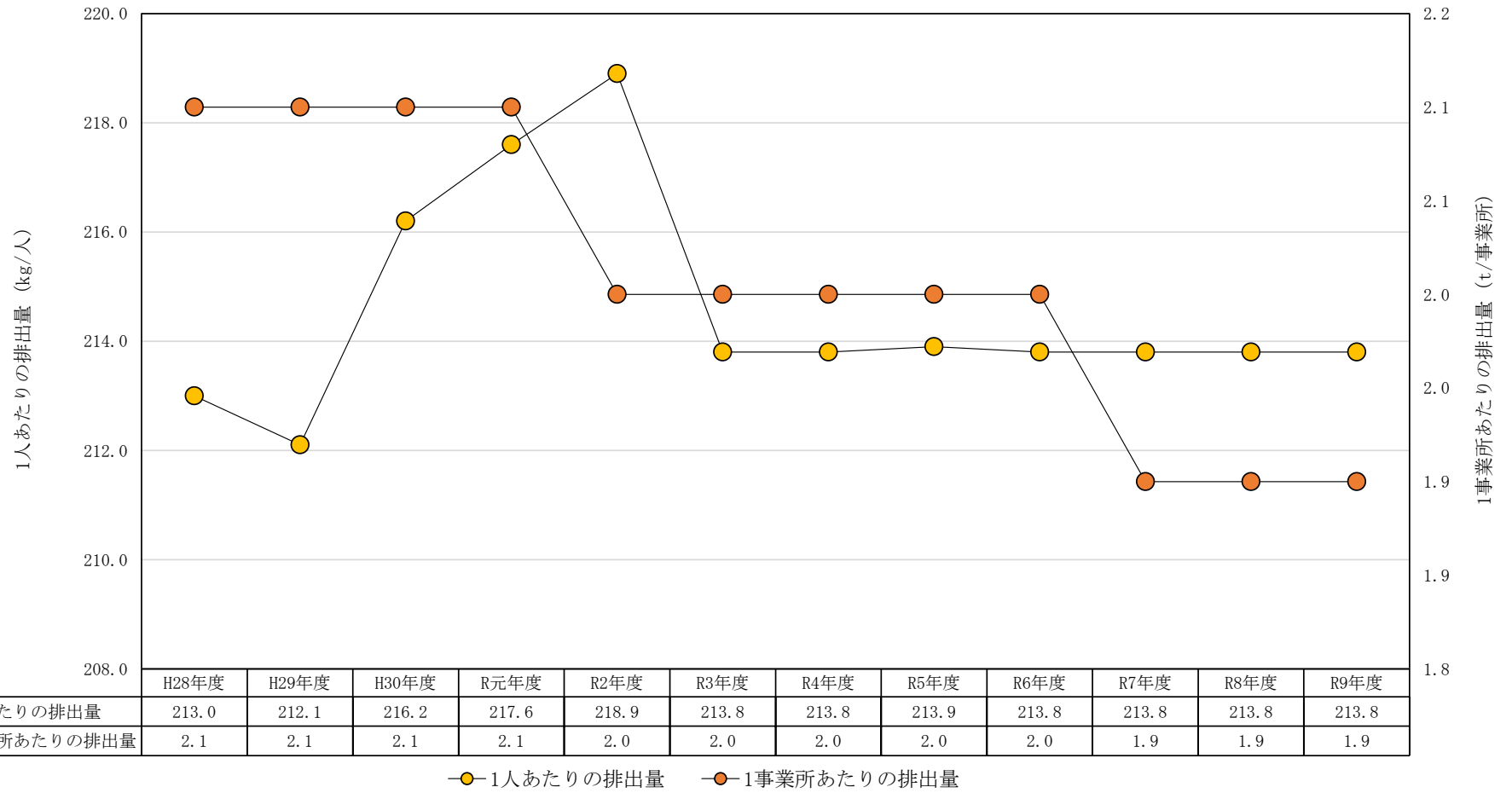
<添付資料1-2-1>トレンドグラフ (ごみ)

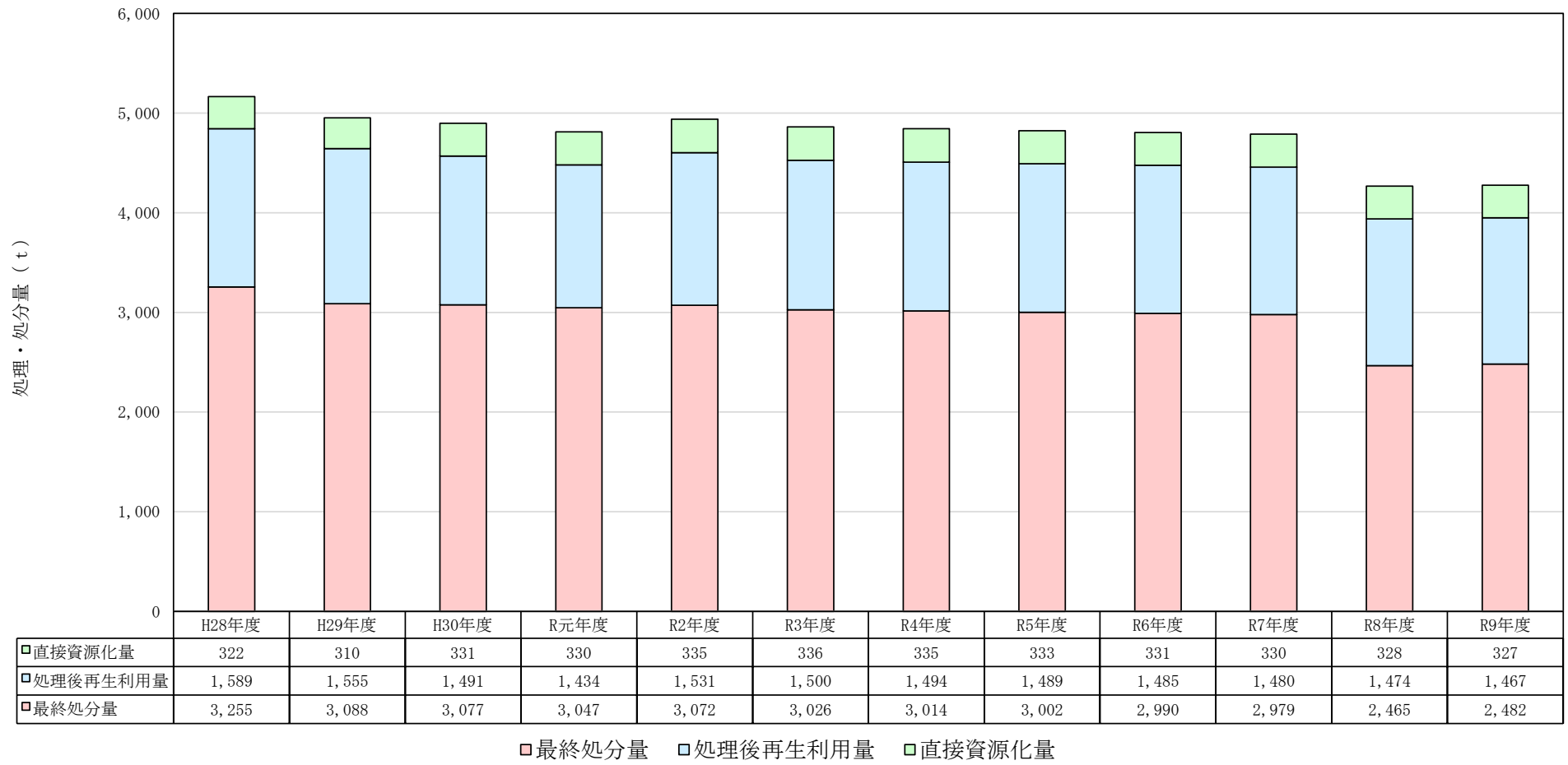
(1) 敦賀市



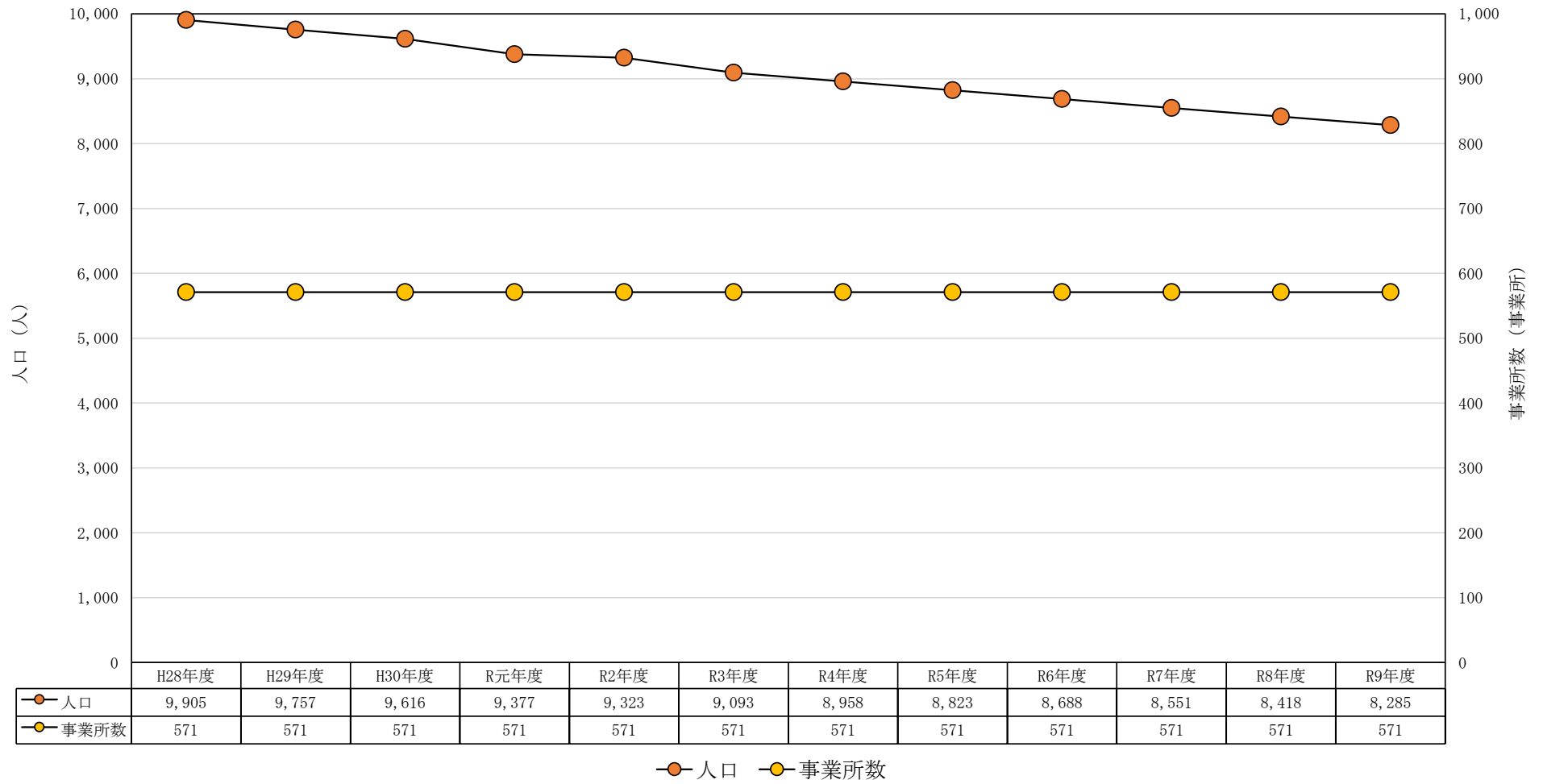


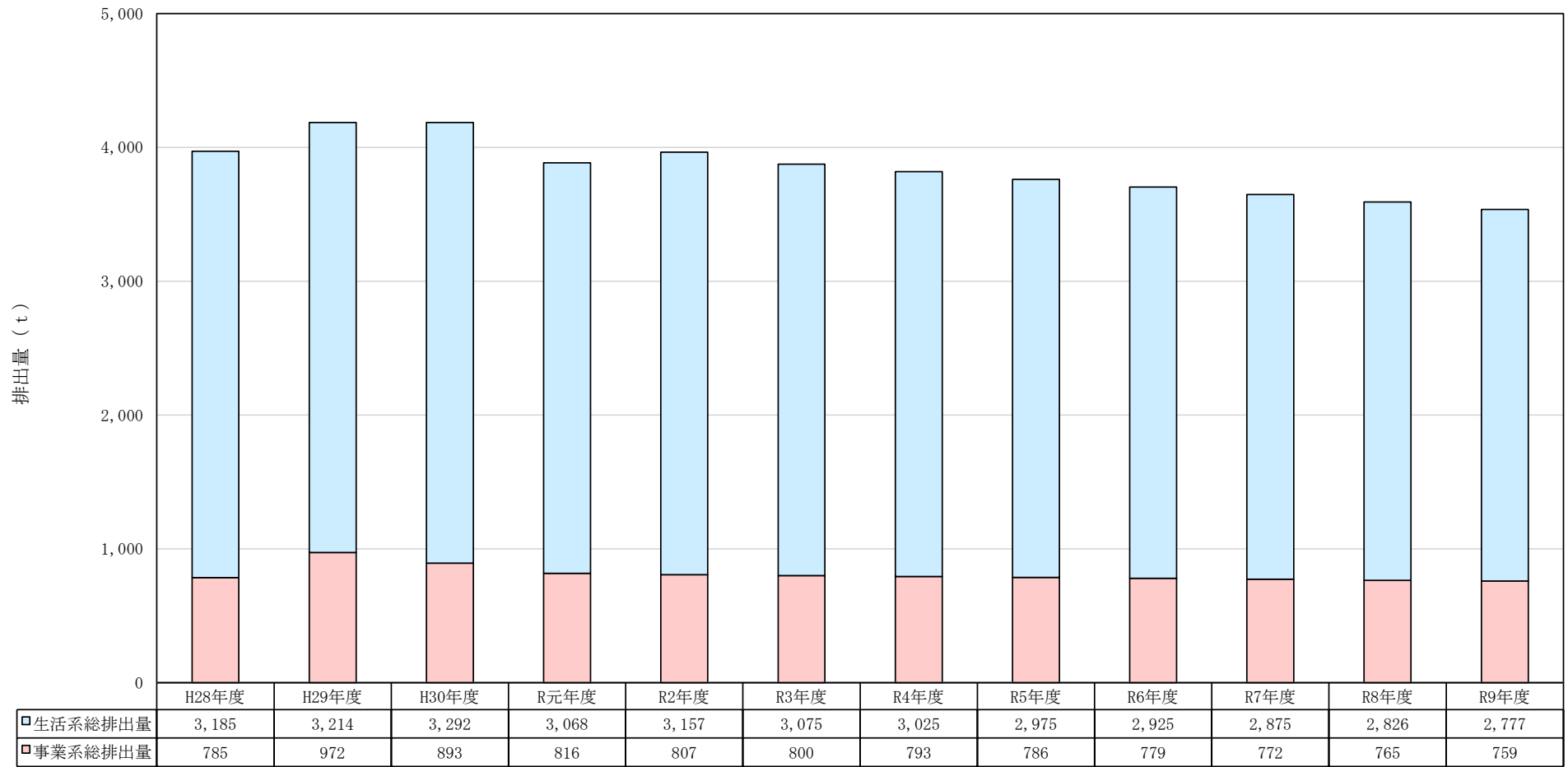
□事業系総排出量 □生活系総排出量



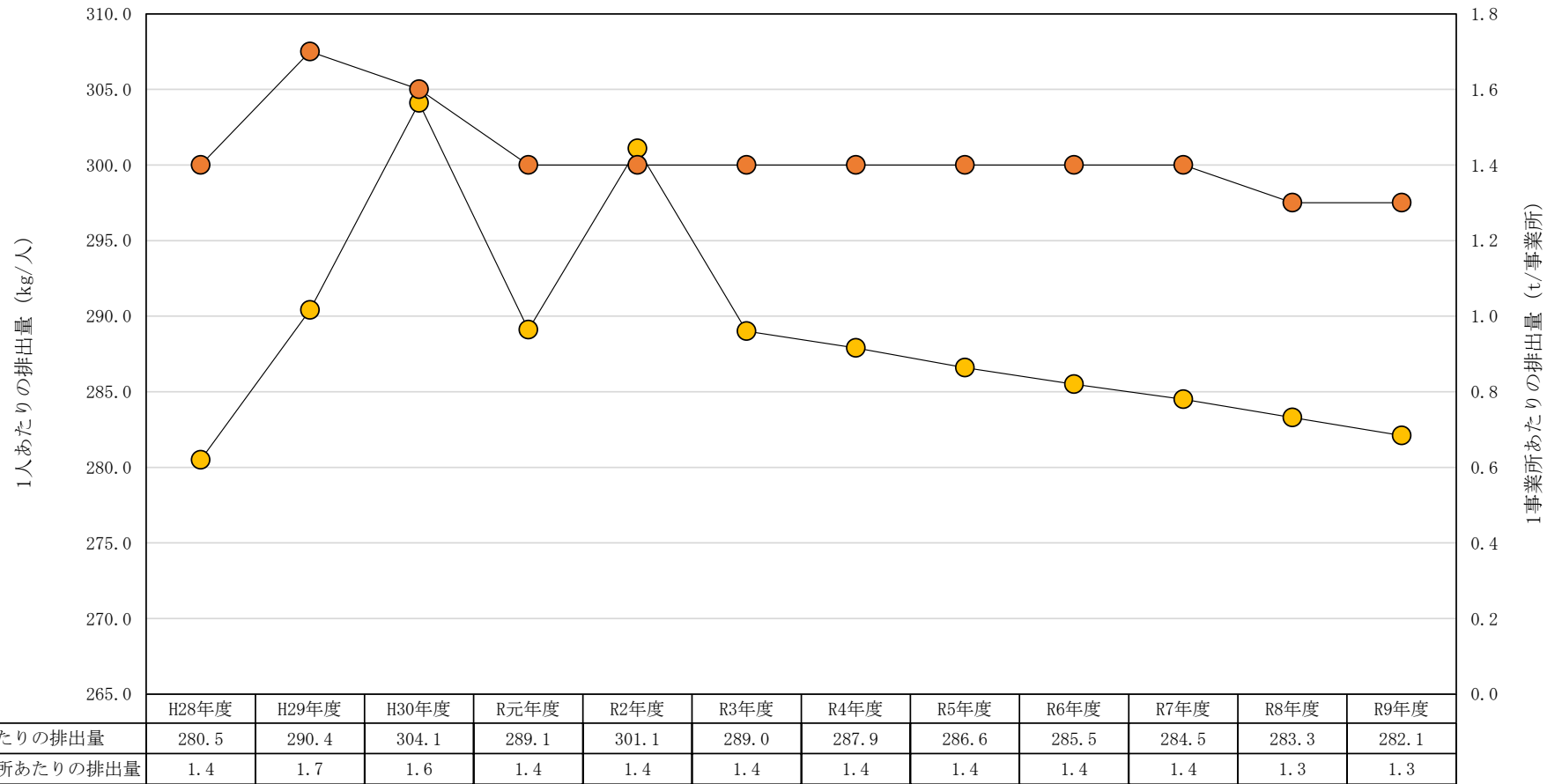


(2) 美浜町

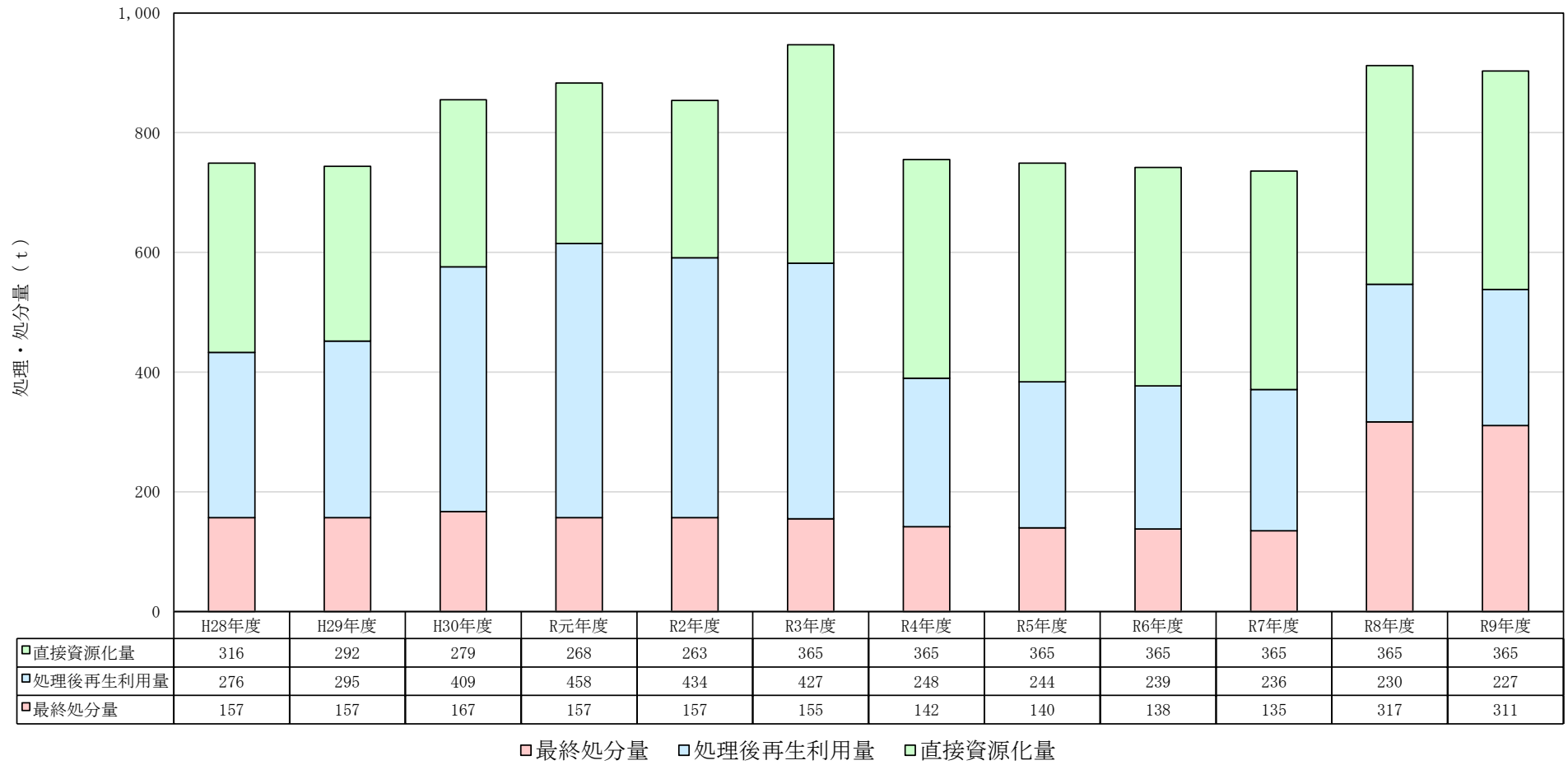




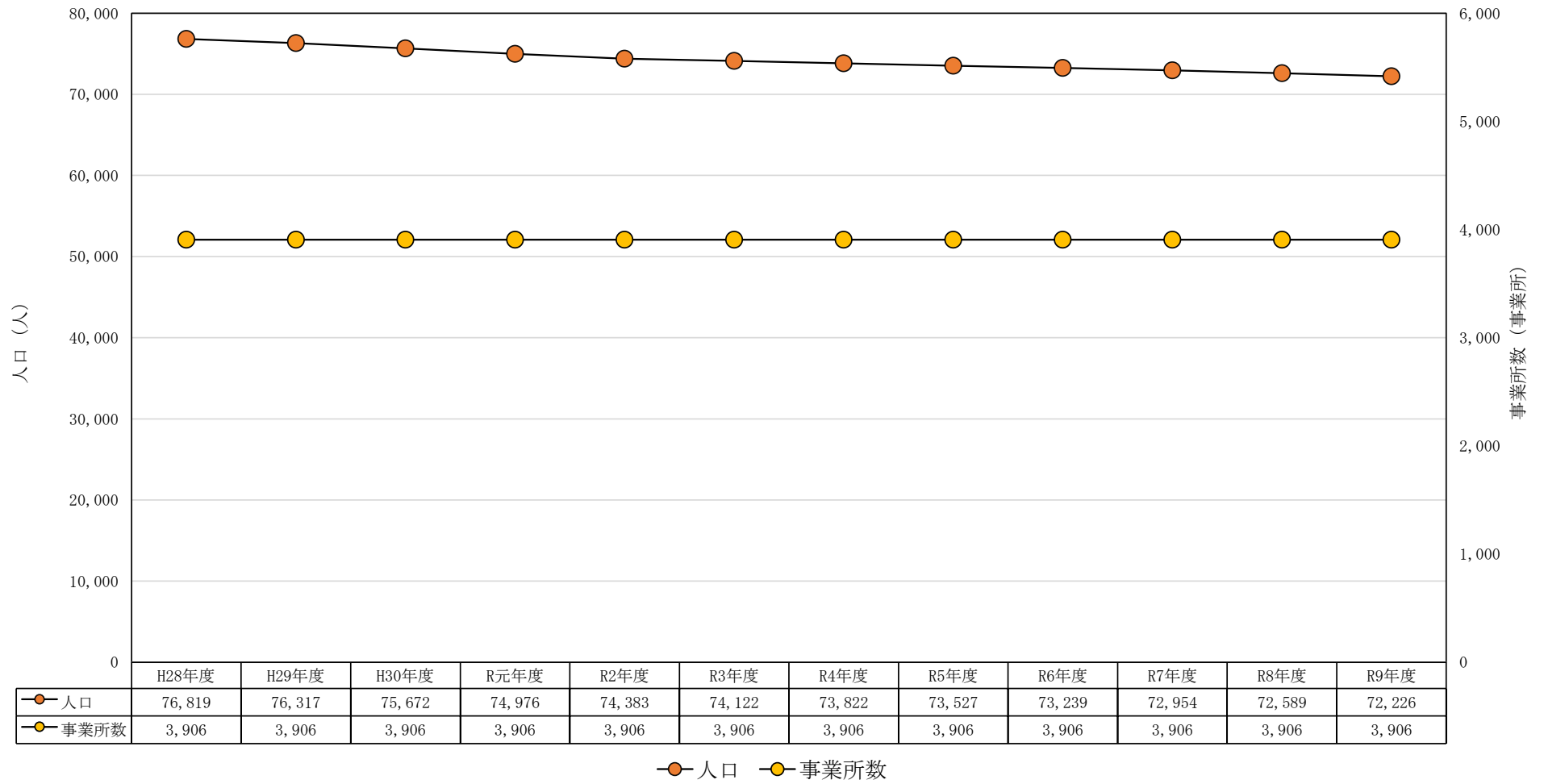
■ 事業系総排出量 □ 生活系総排出量

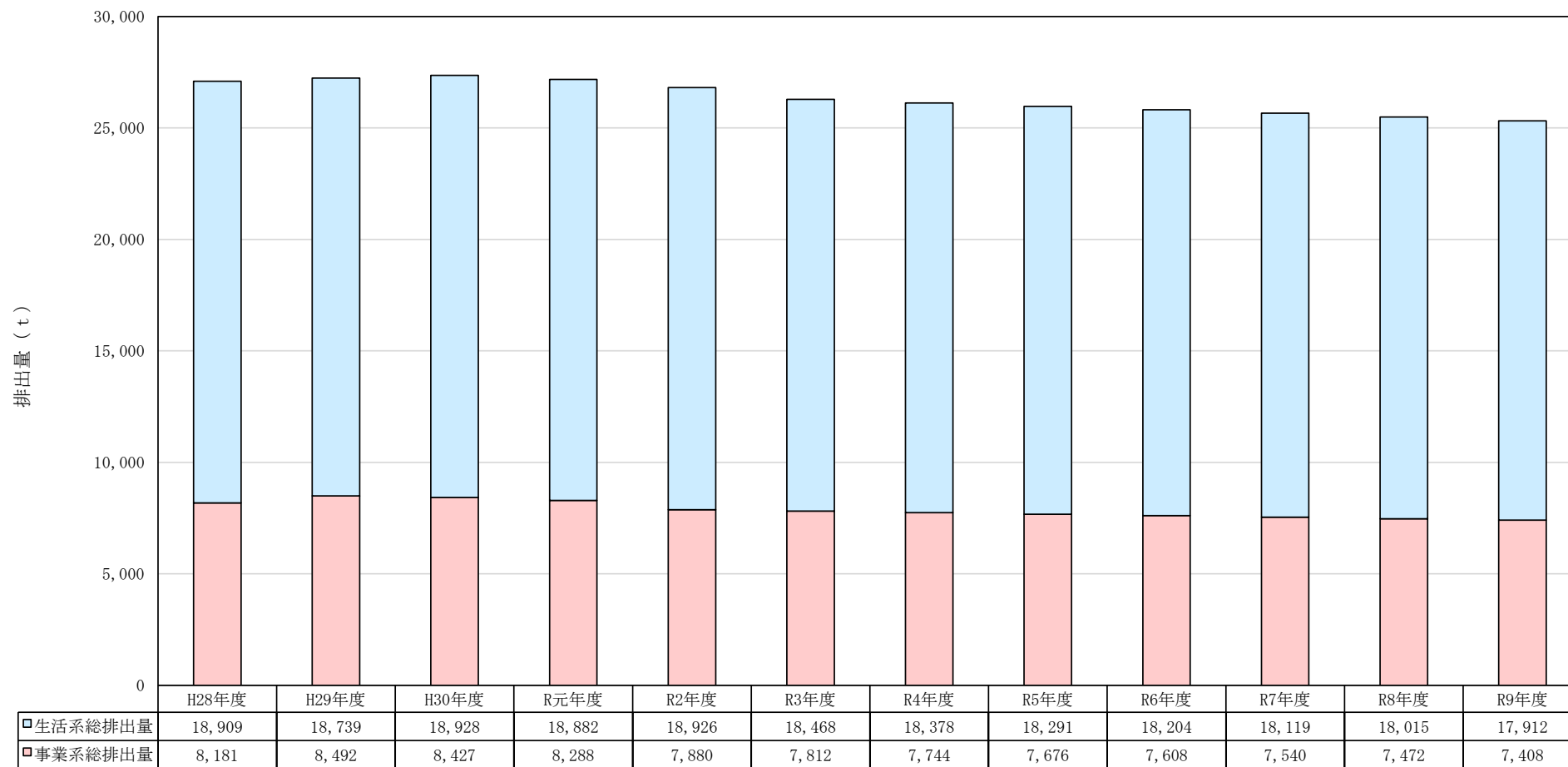


● 1人あたりの排出量 ● 1事業所あたりの排出量

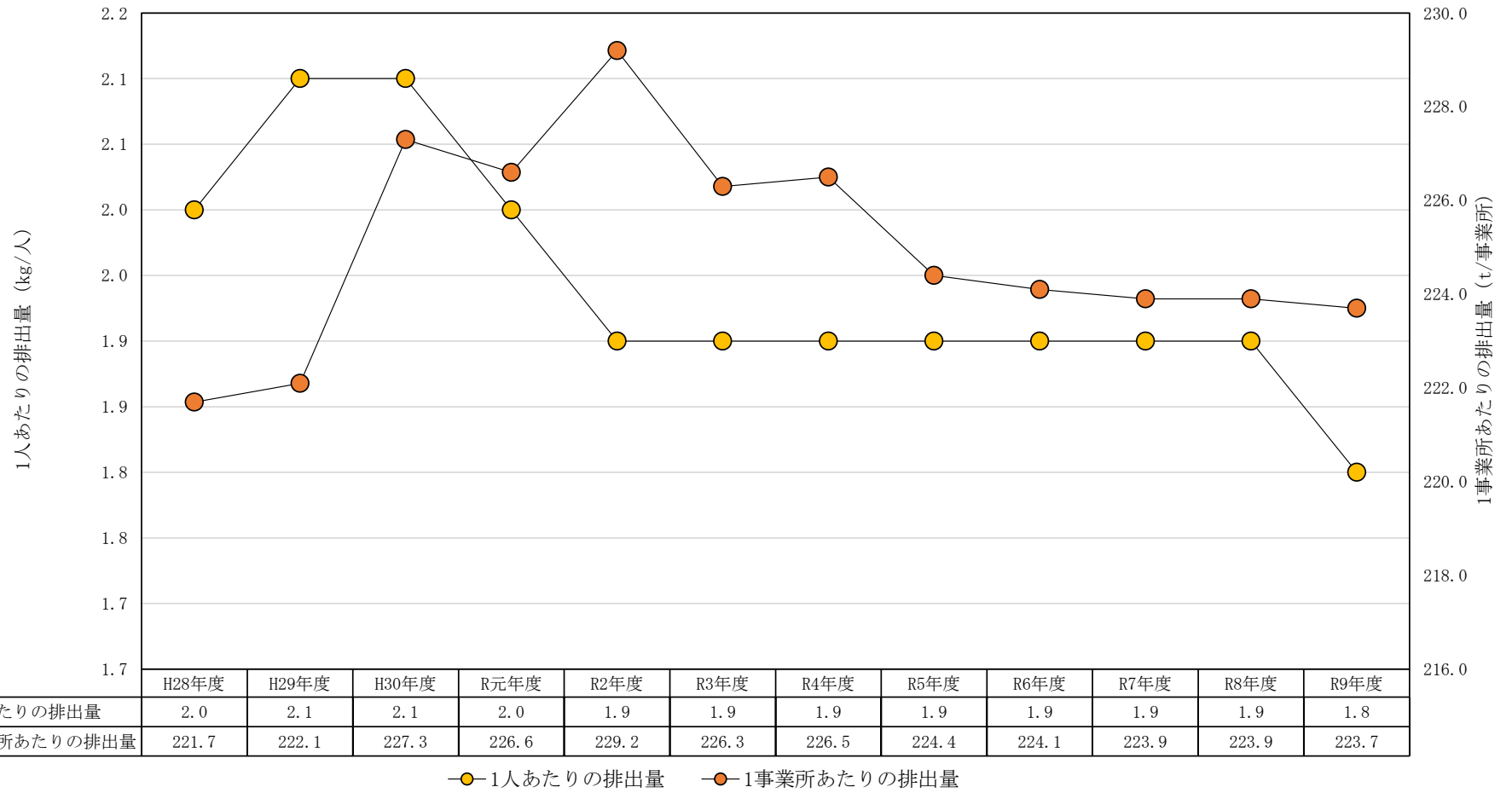


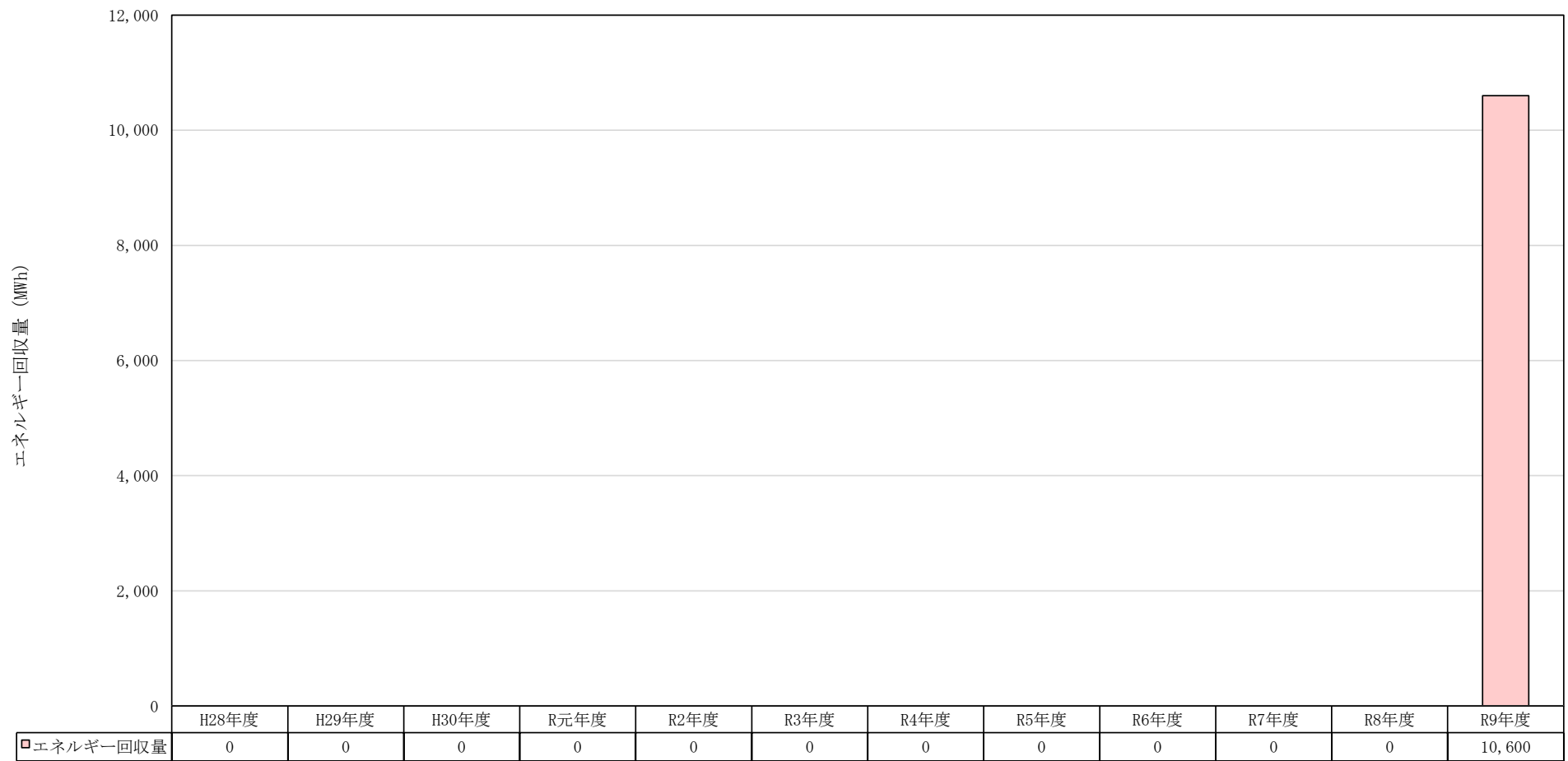
(3) 本地域



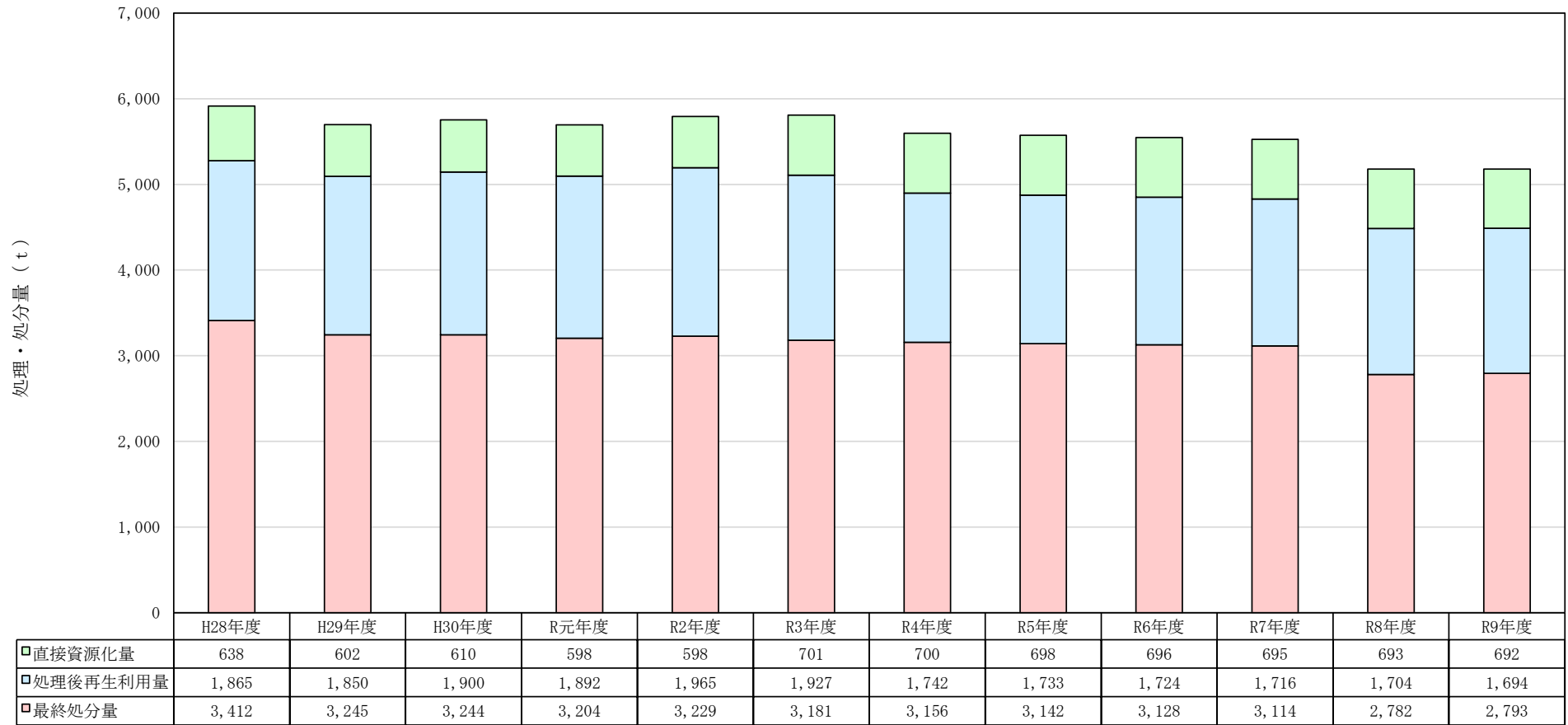


□事業系総排出量 □生活系総排出量





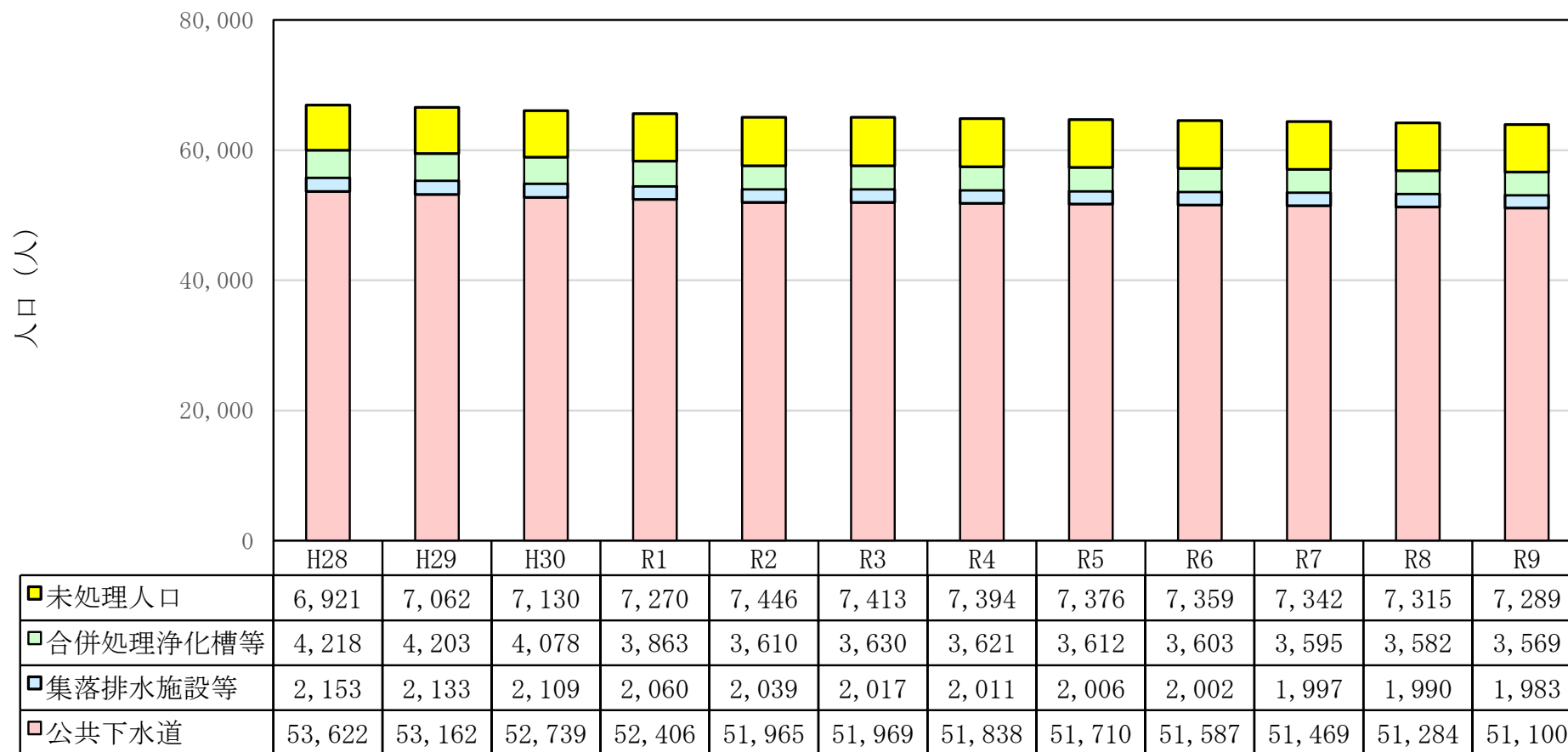
□エネルギー回収量



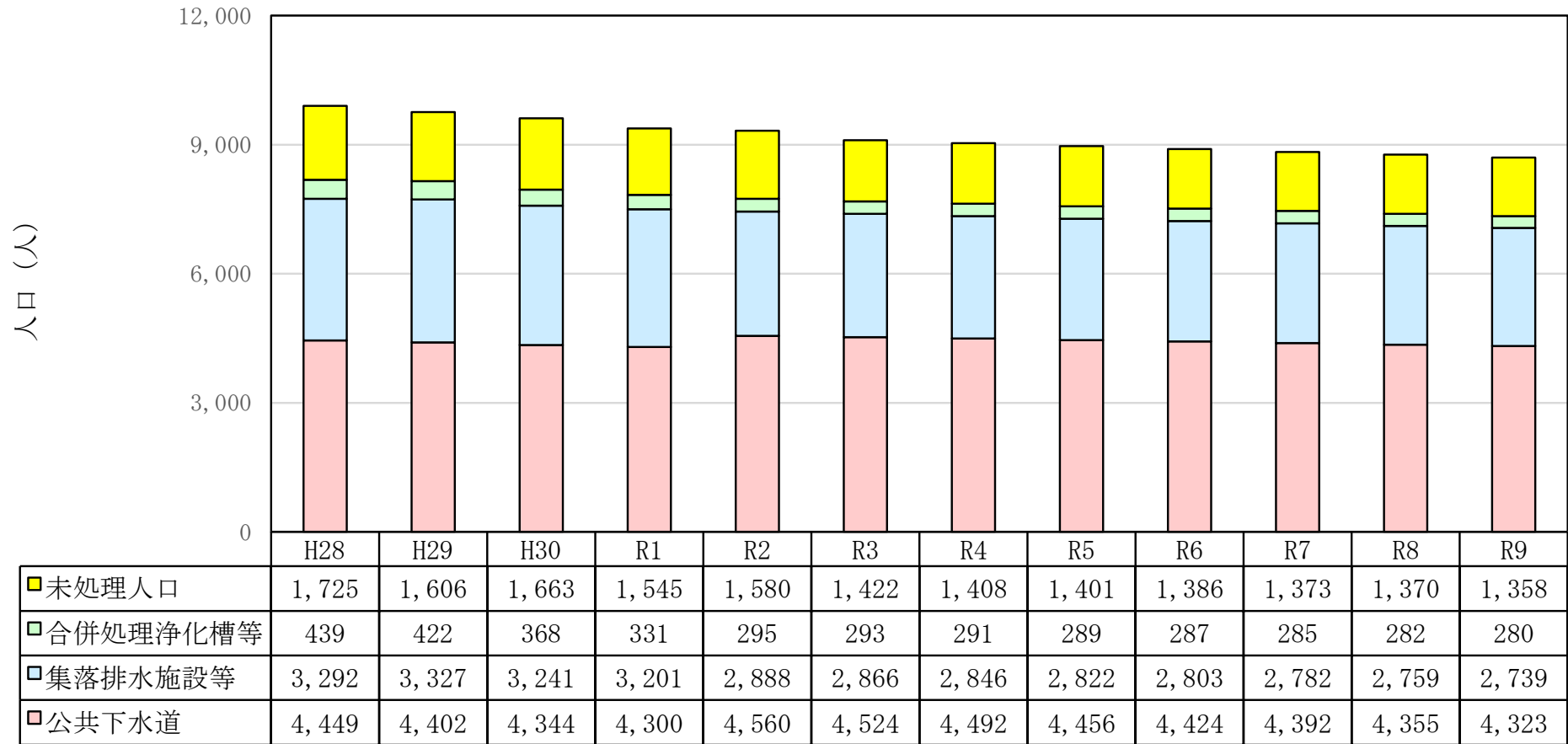
■最終処分量 ■処理後再生利用量 ■直接資源化量

<添付資料1-2-2>トレンドグラフ（生活排水）

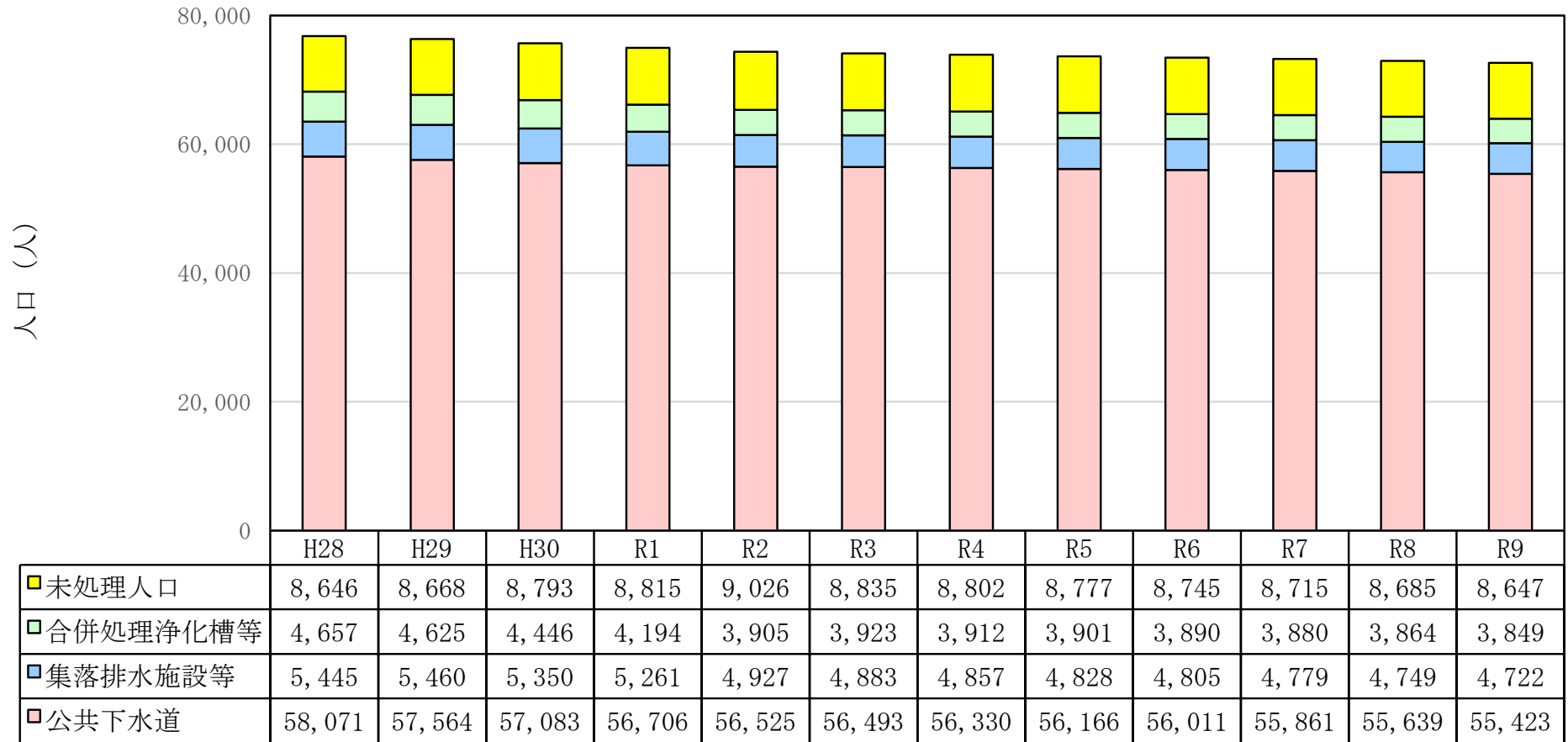
(1) 敦賀市



(2) 美浜町

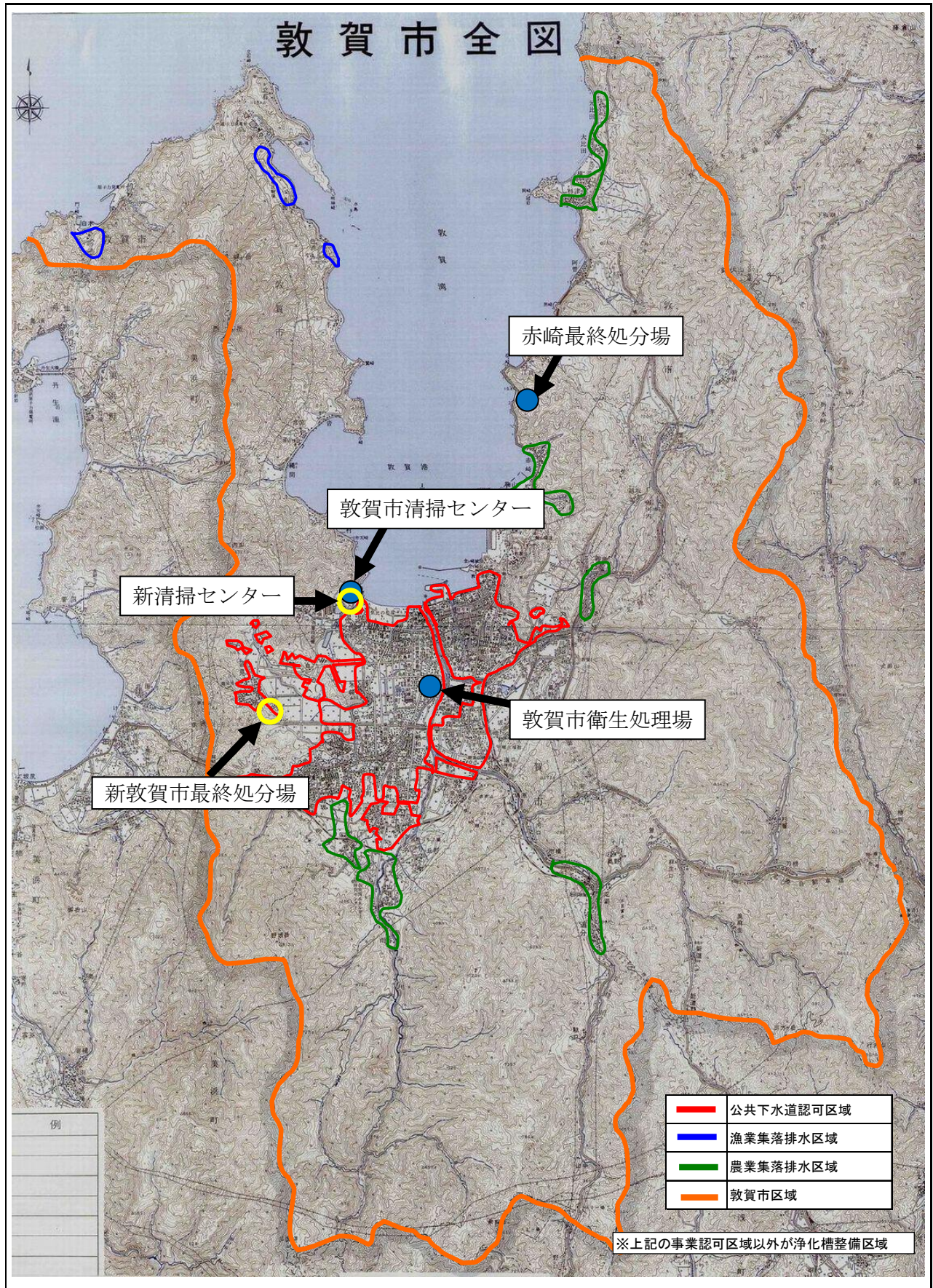


(3) 本地域



<添付資料1-3>施設の現況と予定

(1) 敦賀市

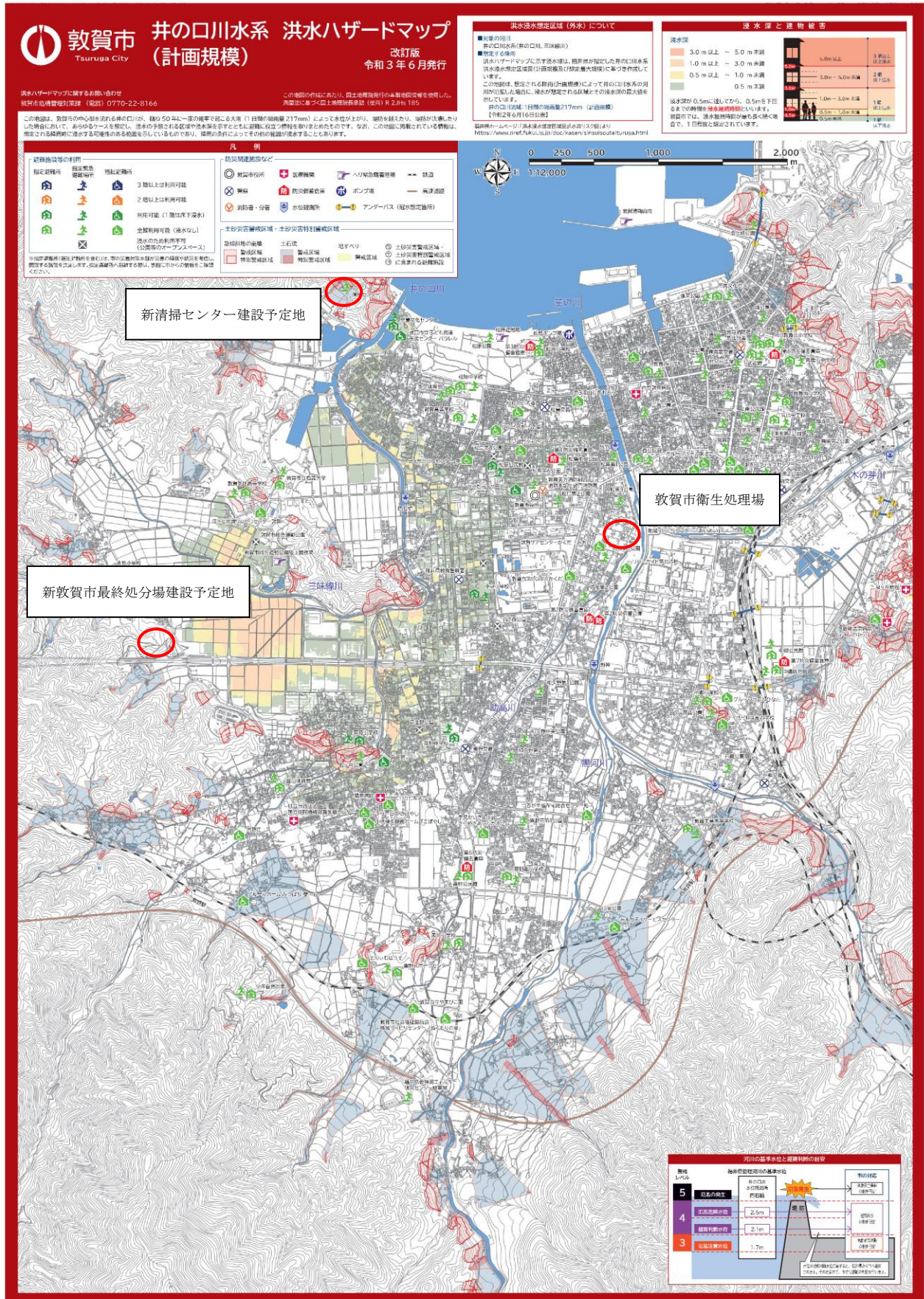


(2) 美浜町



<添付資料1-4>ハザードマップ

(1) 敦賀市





敦賀市津波ハザードマップ

市街地

マップ上の波高最高範囲は、原則として、地形が隆起した山岳地帯の崩壊などにより、浪水範囲に応じた高さが想定されています。浪水高度推定値に対し、建物の高さを考慮して選定した想定値として示されています。

津波ハザードマップについて

津波ハザードマップは、津波が到達した際に想定される浸水の高さを示しています。浸水の高さは、津波の規模によって異なります。また、津波の到達時刻によっても浸水の高さは異なります。

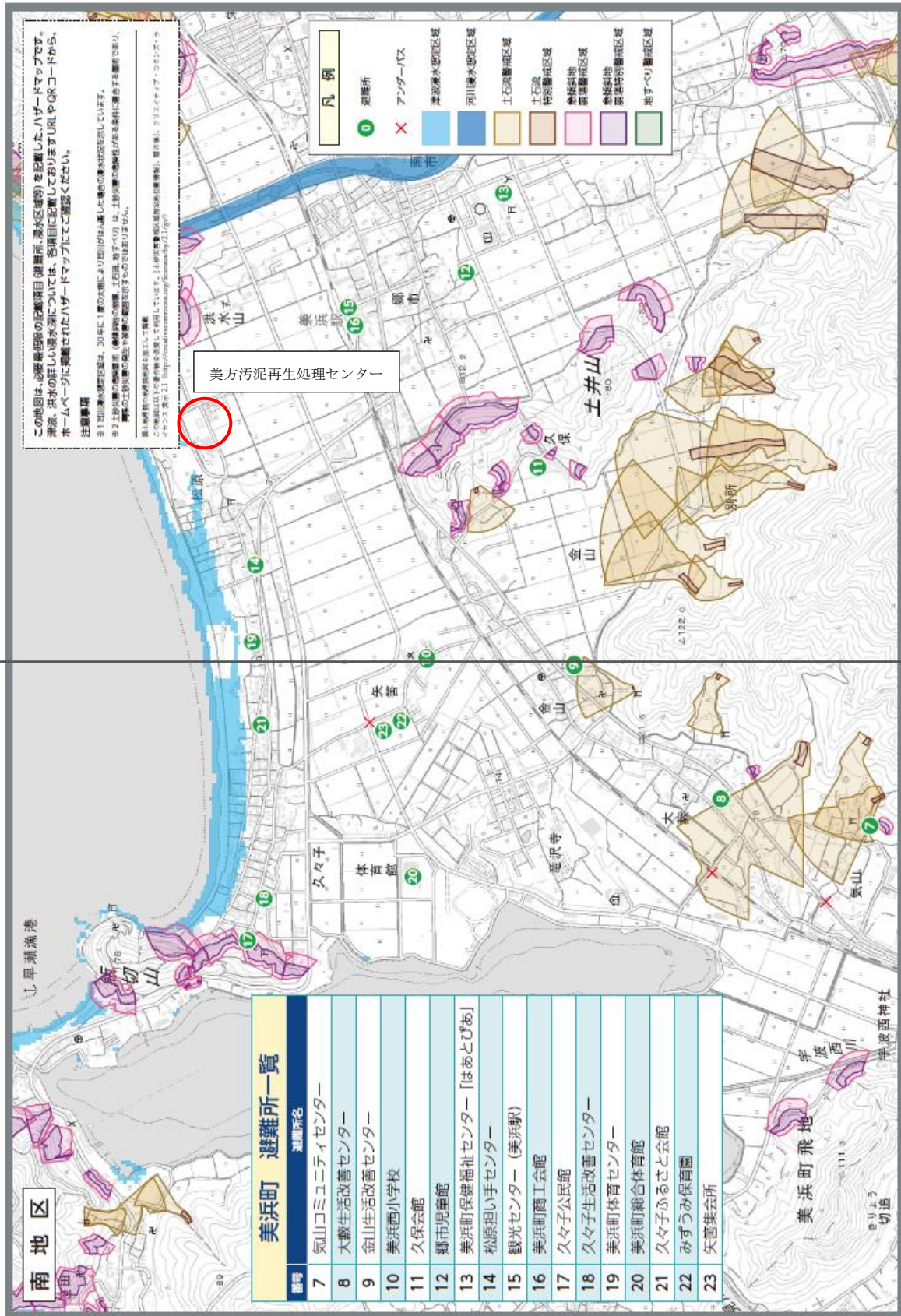
- 浸水の高さは、津波の規模によります。浸水の高さは、津波の規模によって異なります。
- 浸水の高さは、津波の到達時刻によります。浸水の高さは、津波の到達時刻によって異なります。
- 浸水の高さは、地形によります。地形が隆起した山岳地帯の崩壊などにより、浪水範囲に応じた高さが想定されています。
- 浸水の高さは、建物の高さによります。建物の高さを考慮して選定した想定値として示されています。
- 浸水の高さは、津波の到達時刻、浸水の高さ、地形、建物の高さなどによって異なります。
- 浸水の高さは、津波の到達時刻、浸水の高さ、地形、建物の高さなどによって異なります。
- 浸水の高さは、津波の到達時刻、浸水の高さ、地形、建物の高さなどによって異なります。

- 選定のポイント**
- Point 1 津波ハザードマップ作成時、津波の高さが想定された地点。
 - Point 2 津波ハザードマップ作成時、津波の高さが想定された地点。
 - Point 3 津波ハザードマップ作成時、津波の高さが想定された地点。

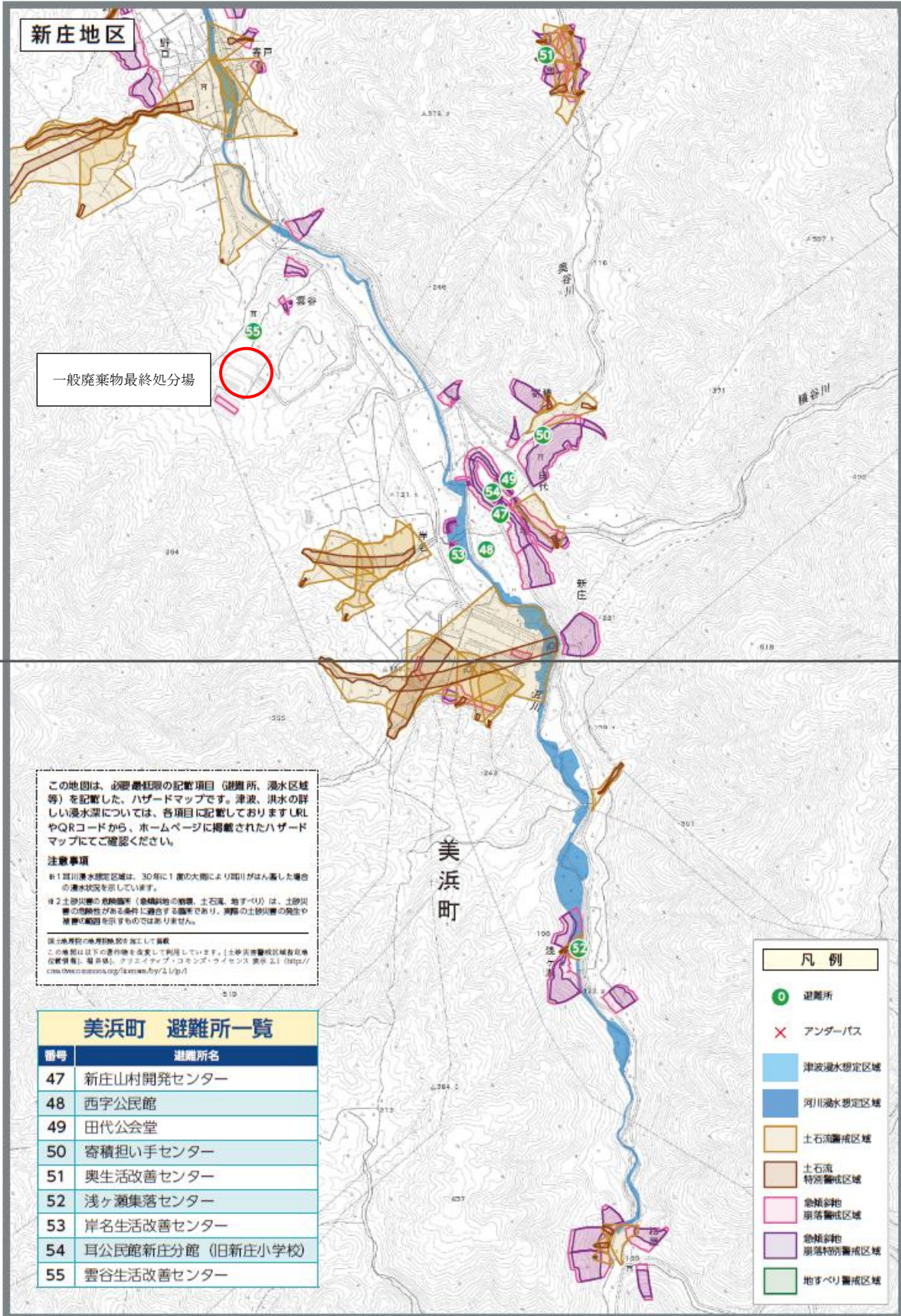
② 潮見町一覧		③ 福社連界所一覧		
名称	郵便番号(〒)	名称	郵便番号(〒)	
敦賀北小学校	22-0525	20	福社連界所	22-0525
角里中学校	22-1634	30	福社連界所	22-1634
武蔵宮	22-1620	25	福社連界所	22-1620
津波町1-3	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町2-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町3-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町4-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町5-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町6-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町7-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町8-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町9-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町10-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町11-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町12-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町13-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町14-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町15-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町16-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町17-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町18-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町19-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町20-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町21-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町22-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町23-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町24-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町25-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町26-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町27-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町28-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町29-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町30-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町31-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町32-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町33-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町34-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町35-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町36-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町37-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町38-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町39-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町40-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町41-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町42-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町43-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町44-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町45-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町46-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町47-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町48-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町49-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525
津波町50-1	22-0525	25	福社連界所	22-0525

(2) 美浜町

南地区ハザードマップ



南地区ハザードマップ



新庄地区

一般廃棄物最終処分場

この地図は、必要最低限の記載項目（避難所、浸水区域等）を記載した、ハザードマップです。津波、洪水の詳しい浸水深については、各項目に記載しておりますURLやQRコードから、ホームページに掲載されたハザードマップにてご確認ください。

注意事項

※1 耳川浸水想定区域は、30年に1度の大雨により耳川がはん濫した場合の浸水状況を示しています。

※2 土石流等の自然災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は、土砂災害の危険性がある条件に適合する箇所であり、実際の土砂災害の発生や被害の範囲を示すものではありません。

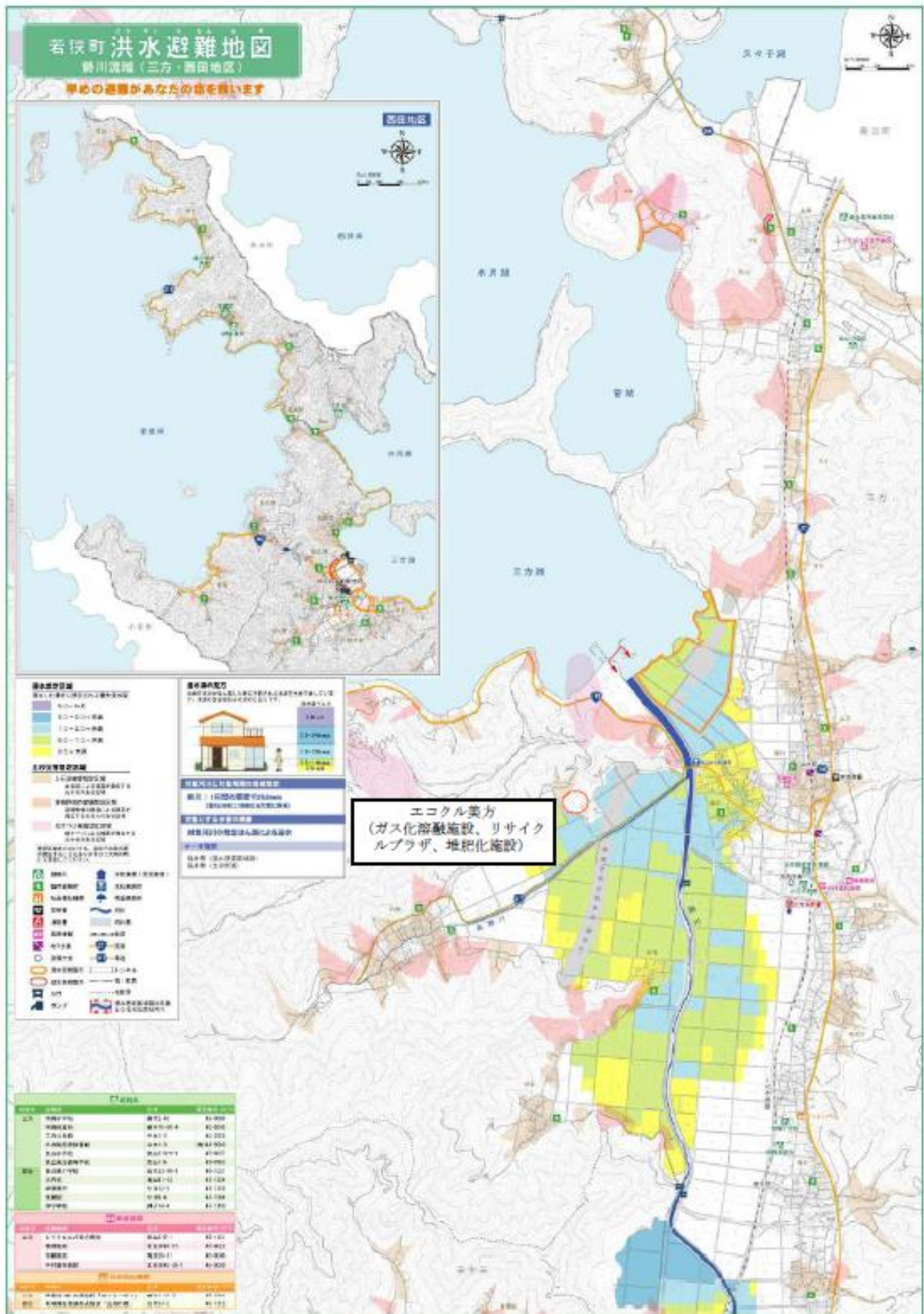
※3 本資料は、外部リンク等により掲載。この情報は以下の条件で変更して利用してはなりません。[土砂災害警戒区域等危険情報提供] 著作権、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 (http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/)

美浜町 避難所一覧	
番号	避難所名
47	新庄山村開発センター
48	西字公民館
49	田代公会堂
50	寄積担い手センター
51	奥生活改善センター
52	浅ヶ瀬集落センター
53	岸名生活改善センター
54	耳公民館新庄分館（旧新庄小学校）
55	雲谷生活改善センター

凡例

- 避難所
- × アンダーパス
- 津波浸水想定区域
- 河川浸水想定区域
- 土石流警戒区域
- 土石流特別警戒区域
- 急傾斜地崩落警戒区域
- 急傾斜地崩落特別警戒区域
- 地すべり警戒区域

(3) その他の地域 (若狭町)



様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (令和 2 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	敦賀美浜ブロック	(2) 地域内人口	73,724人	(3) 地域面積	403.69 km ²
(4) 構成市町村等	敦賀市、美浜町	(5) 地域の要件※	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

年 指標・単位		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目標	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度	
排出量	事業系 総排出量（トン）	8,181	8,492	8,427	8,288	7,880	7,408	(R2比 -6.0%)
	1事業所当りの排出量（トン/事業所）	2.0	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8	(R2比 -5.3%)
	生活系 総排出量（トン）	18,909	18,739	18,928	18,882	18,926	17,912	(R2比 -5.4%)
	1人当りの排出量（kg/人）	221.7	222.1	227.3	226.6	229.2	223.7	(R2比 -2.4%)
	合計 事業系生活系の排出量合計（トン）	27,090	27,231	27,355	27,170	26,806	25,320	(R2比 -5.5%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	638 (2.4%)	602 (2.2%)	610 (2.2%)	598 (2.2%)	598 (2.2%)	692	(2.7%)
	総資源化量（トン）	4,079	3,913	3,922	3,918	3,800	3,665	(13.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	-	-	-	-	-	15,200	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	3,412 (12.6%)	3,245 (11.9%)	3,244 (11.9%)	3,204 (11.8%)	3,229 (12.0%)	2,793	(11.0%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	敦賀市清掃センター	敦賀市	全連続式焼却炉	100t/日	H4.3	R9.2廃止予定		浸水想定なし	
リサイクルセンター	敦賀市清掃センター	敦賀市	粉碎・選別・減容・圧縮	30t/5h 0.8t/h	H4.3	R9.2廃止予定		〃	
し尿処理施設	敦賀市衛生処理場	敦賀市	下水道放流方式	70kl/日	H14			〃	
最終処分場	敦賀市赤崎最終処分場	敦賀市	セル・サンドイッチ方式	50,000m ³	H19	R5.3廃止予定		〃	
灰溶融固化施設	ガス化溶融施設	美浜・三方環境衛生組合 (美浜町)	ガス化溶融処理方式	22t/日	H15			〃	
リサイクルセンター	リサイクルプラザ	美浜・三方環境衛生組合 (美浜町)	粉碎・選別処理方式	8.5t/5h	H15			〃	
たい肥化施設	堆肥化施設	美浜・三方環境衛生組合 (美浜町)	堆肥化処理	36.3t/日	H17			〃	
し尿処理施設	美方汚泥再生処理センター	美浜・三方環境衛生組合 (美浜町)	前処理・前脱水方式 (下水道放流)	21kl/日	H29.4			〃	
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	美浜・三方環境衛生組合 (美浜町)	セル・サンドイッチ方式	11,800m ³	H17			〃	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び 解体施設の名称	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	新清掃センター(焼却施設)	敦賀市	全連続式焼却炉	96t/日	R9.2竣工予定	施設の老朽化のため	未定	想定浸水深：立地状況より考慮していない ※事業者にて計画地盤高を設定、必要な対策を講じる	
リサイクルセンター	新清掃センター(リサイクル施設)	敦賀市	破袋・破除袋・選別・破碎・圧縮成型・圧縮梱包・保管	14t/5h	R9.2竣工予定	施設の老朽化のため	未定	〃	
最終処分場	敦賀市新最終処分場	敦賀市	埋立施設：被覆型(屋根付き) 浸出水処理施設：下水道放流	約36,000m ³	R5.4竣工予定	埋立容量がひっ迫しているため	無		

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		76,819	76,317	75,672	74,976	74,383	72,641
公共下水道	汚水衛生処理人口	58,071	57,564	57,083	56,706	56,525	55,423
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	75.5%	75.4%	75.4%	75.7%	76.1%	76.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	5,445	5,460	5,350	5,261	4,927	4,722
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.1%	7.2%	7.1%	7.0%	6.6%	6.5%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	4,657	4,625	4,446	4,194	3,905	3,849
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	6.1%	6.1%	5.9%	5.6%	5.2%	5.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	8,646	8,668	8,793	8,815	9,026	8,647

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	敦賀市	1,283	3,628	H3.4	47	292	R9	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模 単位	事業期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考			
				開始	終了	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							3,030,408	0	3,947	341,063	1,997,782	687,616	2,969,367	0	3,947	340,152	1,997,782	627,486	
教賀・美浜ブロック地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	1	教賀市	14	t/日	R4	R8	3,030,408	0	3,947	341,063	1,997,782	687,616	2,969,367	0	3,947	340,152	1,997,782	627,486	工事監理含む
○エネルギー回収等に関する事業							10,291,197	0	9,854	820,258	6,839,213	2,621,872	8,320,580	0	0	376,477	6,126,108	1,817,995	
教賀・美浜ブロック地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	2	教賀市	96	t/日	R4	R8	10,291,197	0	9,854	820,258	6,839,213	2,621,872	8,320,580	0	0	376,477	6,126,108	1,817,995	工事監理含む
○最終処分場に関する事業							4,258,944	1,207,035	3,051,909	0	0	0	2,918,687	680,739	2,237,948	0	0	0	
教賀・美浜ブロック地域最終処分場整備事業	3	教賀市	36,000	m ³	R4	R5	4,258,944	1,207,035	3,051,909	0	0	0	2,918,687	680,739	2,237,948	0	0	0	工事監理含む ※全体の事業期間 はR2～R5
○浄化槽に関する事業							49,882	8,902	11,304	11,304	9,186	9,186	34,332	6,024	8,136	8,136	6,018	6,018	
浄化槽設置整備事業	4	教賀市	47	基	R4	R8	49,882	8,902	11,304	11,304	9,186	9,186	34,332	6,024	8,136	8,136	6,018	6,018	
合計							17,630,431	1,215,937	3,077,014	1,172,625	8,846,181	3,318,674	14,242,966	686,763	2,250,031	724,765	8,129,908	2,451,499	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除しても構わない。
 ※4 同一敷地の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
 ※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
 ※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	敦賀市
(2) 施設名称	新清掃センター（リサイクル施設）
(3) 工期	令和4年度～令和8年度
(4) 施設規模	処理能力 14t/5h ※飲食用缶ごみ：2t/5h、ペットボトル：2t/5h、粗大ごみ：10t/5h
(5) 処理方式	破袋・破砕袋、選別、破砕、圧縮成型、圧縮梱包、保管
(6) 地域計画内の役割	資源の有効利用
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッグの利用計画	
----------------	--

(11) 総事業計画額	3,030,408千円 うち、交付対象事業費 2,969,367千円
-------------	---------------------------------------

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	敦賀市
(2) 施設名称	新清掃センター（焼却施設）
(3) 工期	令和4年度～令和8年度
(4) 施設規模	処理能力 96t/日（48t/24h×2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続式燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 17.0%以上）・ 無 2. 熱回収の有無 有（熱利用率 % ）・ <input checked="" type="radio"/>
(7) 地域計画内の役割	エネルギー回収
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	10,291,197千円 うち、交付対象事業費 8,320,580千円
-------------	--

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	敦賀市		
(2) 施設名称	新敦賀市最終処分場		
(3) 工期	令和4年度～令和5年度（令和2年度～令和5年度）		
(4) 処分場面積、容積	総面積 約68,000m ²	埋立面積 約4,700m ²	埋立容積 約36,000m ³
(5) 処分開始年度及び終了年度	埋立開始：令和5年度 埋立終了：令和19年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物最終処分場		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>		

(9) 総事業計画額 ※1	4,258,944千円（全体：4,301,273千円） うち、交付対象事業費 2,918,687千円（全体：2,948,463千円）
---------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画計画内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	敦賀市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	し尿や生活排水の適切な処理を行い、住居区域の衛生環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備に対して補助を行う。
(4) 事業期間	令和4年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	ア－（ウ）水道水源の流域 ア－（オ）水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域 ア－（カ）自然公園 越前加賀海岸国定公園 昭和43年5月指定 若狭湾国定公園 昭和30年6月指定
(6) 事業計画額	交付金対象事業 34,332千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （人分）	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	26基（130人分）	9,912千円	17,560千円	9,912千円
6～7人槽	16基（112人分）	7,452千円	12,126千円	7,452千円
8～10人槽	5基（50人分）	3,228千円	6,456千円	3,228千円
11～20人槽	基（人分）			
21～30人槽	基（人分）			
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	34基	10,200千円	10,200千円	10,200千円
撤去費	34基	3,540千円	3,540千円	3,540千円
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	47基（292人分） ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	34,332千円	49,882千円	34,332千円